

最長80歳まで継続可能です。

退職後も継続可能です。

(ただし、共済定期保険事業に1年以上加入していることが必要となります。詳細は7~8ページをご覧ください。)

# 共済定期保険事業

新規加入申込のご案内

加入モデル→5ページ

## 共済定期保険事業とは

●私学事業団では、私学共済の加入者が安心して生活を送るために短期給付事業・年金等給付事業を行っており、「日常生活をより豊かに、より健康に」をテーマに福祉事業を行っています。共済定期保険事業は福祉事業のひとつです。

## 短期給付事業

## 年金等給付事業

## 福祉事業

・保健事業 ・宿泊事業

・共済定期保険事業 など

## 病気・ケガによる長期休職への備え

### 長期休業補償コース

精神障害補償特約付  
団体長期障害所得補償保険[損害保険]

## 万一(死亡・高度障害)への備え

### 家族年金コース

こども特約付年金払特約付  
団体定期保険[生命保険]

※家族年金コースは主契約であり、加入者本人は、家族年金コースに加入することで、医療保障コース・医療費支援コースも加入できます。

前期募集では「家族年金コース」と「医療保障コース」、「医療費支援コース」に申込みができます。

※3大疾病保障コースと長期休業補償コースは、後期募集(11月)のみでの取り扱いとなります。

4つの備えで  
(5コース)

**安心**

共済定期保険事業

特定疾病 (悪性新生物(がん)・急性心筋梗塞・脳卒中)

7大疾病

(特定疾病+重度の糖尿病・  
重度の高血圧性疾患・  
慢性腎不全・肝硬変)

上皮内新生物

への備え

### 3大疾病保障コース

7大疾病保障特約付がん・上皮内新生物保障特約付リビング・ニーズ特約付代理請求特約[Y]付集団扱無配当特定疾病保障定期保険(II型)[生命保険]

## 病気・ケガによる入院への備え

### 医療保障コース

家族特約付医療保障保険(団体型)  
[生命保険]

### 医療費支援コース

医療保険[損害保険]

申込書 私学事業団必着日(申込締切日)

**令和8年6月30日(火)**

**[必着]** ※学内の提出締切日は学校等の事務担当者に確認してください。

責任開始期(加入日)

**令和8年10月1日(木)**

第1回保険料口座振替日

**令和8年9月24日(木)**

※加入申込に際しては、「加入申込書兼告知書」を学校等の事務担当者経由で私学事業団に提出してください。

◎制度内容、申込方法、保険金・給付金のご請求等のお問い合わせ先

**0120-716-267**

[平日 9:00~17:15]

**日本私立学校振興・共済事業団**

共済事業本部 福祉部 貯金・貸付課 貯金係 03-3813-5321(代)

※【契約概要】【注意喚起情報】はP33 ~ P36に記載しています。加入前に必ず確認のうえ、申込みください。

制度内容のご案内





制度の取扱い

契約概要・注意喚起情報

# 私学事業団 共済定期保険事業の概要

～私学共済制度加入者の自助努力による保障づくりを家族を含めてサポートします。～

今回は「家族年金コース」、「医療保障コース」、「医療費支援コース」

コース	家族年金コース 9～12ページ	医療保障コース 13～14ページ	医療費支援コース 15～16ページ
保障内容 ・ 支払対象	<p>死亡または高度障害になった場合、一時金または年金形式で支払います。 (年金の場合は公的遺族年金等を補完します。) ※配偶者、子どもは一時金での受取りです。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">   <b>死亡</b>                      (一時金または年金)                 </div> <div style="text-align: center;">   <b>高度障害</b>                      (一時金または年金)                 </div> </div>	<p>病気やケガで継続して5日以上入院した場合、5日目から入院給付金を支払います。 (1入院120日限度)</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">   <b>入院</b>                      (継続して5日以上)                 </div> <div style="text-align: center;">   <b>死亡</b> </div> </div>	<p>病気やケガで入院した場合、初期費用として1回の入院につき3万円を支払います。また、入院支援として1月につき2万円(最大13月)を支払います。 さらに所定の手術を受けた場合、手術保険金(5・10・20万円)を支払います。 女性疾病による入院・手術をした場合、入院保険金・手術保険金を支払います。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">   <b>入院</b>                      初期費用                 </div> <div style="text-align: center;">   <b>手術</b> </div> <div style="text-align: center;">   <b>入院支援</b>                      (1日以上)                 </div> <div style="text-align: center;">   <b>女性疾病</b>                      (入院・手術)                 </div> </div>
保険料	保険料は「家族年金コース」「医療保障コース」「医療費支援コース」「長期登録の口座から年2回(3月22日・9月22日)自動振り替えとなります。(金		
配当金	<p>1年ごとに収支計算し剰余金が生じた場合は登録口座に振り込みいたします。(今回は6か月で収支計算を行ないます。) 令和6年度の配当実績は保険料の<b>約49.72%</b>(注1)でした。</p>	<p>1年ごとに収支計算し剰余金が生じた場合は登録口座に振り込みいたします。(今回は6か月で収支計算を行ないます。) 令和6年度の配当実績は保険料の<b>約48.92%</b>(注1)でした。</p>	配当金はありません。
加入範囲 (注2)	70歳までの本人・配偶者 (継続加入は80歳までです。) 3歳～22歳までの子ども	69歳までの本人・配偶者 0歳～22歳までの子ども	70歳までの本人・配偶者 (継続加入は79歳までです。) 0歳～22歳までの子ども
継続加入	一旦加入すると、次年度以降同額以下で継続の場合は告知不要です。 任意継続加入者も同額以下で継続可能です。	一旦加入すると、次年度以降同口以下で継続の場合は告知不要です。 任意継続加入者も同口以下で継続可能です。	一旦加入すると、次年度以降同型で継続の場合は告知不要です。 任意継続加入者も継続可能です。
退職後の取扱(注3)	退職後も同額以下で継続可能です。	退職後も同口以下で継続可能です。	退職後も同型以下で継続可能です。
継続期間満了後 (注4)	—	「医療保障コース移行加入プラン」に加入できます。	—

(注1) ・配当率は、今後変動することがありますので将来の支払いを約束するものではありません。

・配当率は、支払時期の前年度決算により決定しますので、将来支払いする配当金額は現時点では確定していません。

(注2) 加入範囲に記載の年齢は保険年齢です。ただし、「長期休業補償コース」のみ満年齢です。

(注3) 1年以上共済定期保険事業に加入(保険料を2回以上振替)していることが必要となります。

(注4) 継続期間満了後の取扱いについて  
医療保障コース移行加入プランは個人加入扱の保険で、契約期間・保険金額・保険料等は異なります。ご加入にあたっては、別途手続きが必要ですが(自動継続ではありません)。加入資格のあ

(注) 医療保障コース・医療費支援コース・3大疾病保障コース・長期休業補償コースは、家族年金コースに本人が加入することが条件です。  
 配偶者・子どもは、本人が加入しているコースのみのお取扱いとなり、本人の口数・金額を超えてのお申し込みはできません。

ス]をご案内いたします。

### 3大疾病保障コース(注5)

- 所定の悪性新生物(がん)と診断確定されたとき
- 急性心筋梗塞・脳卒中を発病して、所定の状態になられたとき
- 急性心筋梗塞・脳卒中で、**所定の手術を受けられたとき** 特定疾病保険金300万円を支払います。
- 死亡・所定の高度障害のとき 死亡・高度障害保険金300万円を支払います。  
 \* 特定疾病保険金と死亡・高度障害保険金とは重複しては支払われません。



#### 特約

<b>7大疾病保障</b> 重度の糖尿病 重度の高血圧性疾患(高血圧性網膜症) 慢性腎不全 肝硬変 悪性新生物(がん) 急性心筋梗塞 脳卒中	○所定の悪性新生物(がん)と診断確定されたとき ○急性心筋梗塞・脳卒中・重度の糖尿病・重度の高血圧性疾患(高血圧性網膜症)・慢性腎不全・肝硬変を発病して、所定の状態になられたとき ○急性心筋梗塞・脳卒中の治療のために、所定の手術を受けられたとき 7大疾病保険金150万円を支払います。	<b>上皮内新生物保障</b> 上皮内新生物 悪性新生物(がん)	○所定の悪性新生物(がん)・上皮内新生物と診断確定されたとき がん・上皮内新生物保険金30万円を支払います。
---	---	--	---

### 長期休業補償コース

病気やケガにより所定の就業障害が60日(免責期間)を超えて継続した場合に、61日目から月額最高10万円を支払います。  
 (最長60歳まで)  
 ※55歳~59歳の方は3年、所定の精神障害による就業障害は24か月が限度



休業補償コース」は半年払い、「3大疾病保障コース」は新半年払です。  
 融機関の休日に当たる場合は翌営業日) 初回の振替日は、令和8年9月24日(木)です。

配当金はありません。

配当金はありません。

65歳までの本人・配偶者(継続加入は79歳までです。)

59歳までの本人

一旦加入すると、次年度以降は告知不要です。任意継続加入者も継続可能です。保険金が支払われた場合は脱退となります。

一旦加入すると、次年度以降は告知不要です。退職時は脱退となります。(任意継続加入者の継続はできません。)

退職後も継続可能です。

退職時に脱退となります。脱退後の取扱はありません。

る方に対してご案内をいたします(脱退2か月前ごろ)。詳細は「医療保障コース移行加入プラン」パンフレットをご覧ください。記載の保険商品について、今後の環境変化等により取扱内容(販売休止を含む)を変更させていただく可能性があります。  
 (注5)・7大疾病保険金、がん・上皮内新生物保険金のお支払いは、それぞれ1回のみです。  
 ・7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障特約は、それぞれ

7大疾病保険金、がん・上皮内新生物保険金がお支払われた場合に消滅します。  
 ・特定疾病保険金、死亡保険金または高度障害保険金のいずれかが支払われた場合、主契約である無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)は消滅します。この場合、同時に7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障特約も消滅します。

●特長

特長 1 加入者の福利厚生制度

私学共済の加入者の自助努力による保障づくりを家族を含めてサポートします。

私学共済の加入者を対象に運営しますので、6万名を超える加入者(令和7年4月1日時点)のスケールメリットを活かした手ごろな保険料で加入できます。(1年更新の団体保険)

特長 2 配当金が還付

1年ごとに収支計算を行ない、剰余金があれば配当金として還付される仕組みです。

(家族年金コース、医療保障コース、学校加入コースのみ)  
※今回は6か月で収支計算を行ないます。

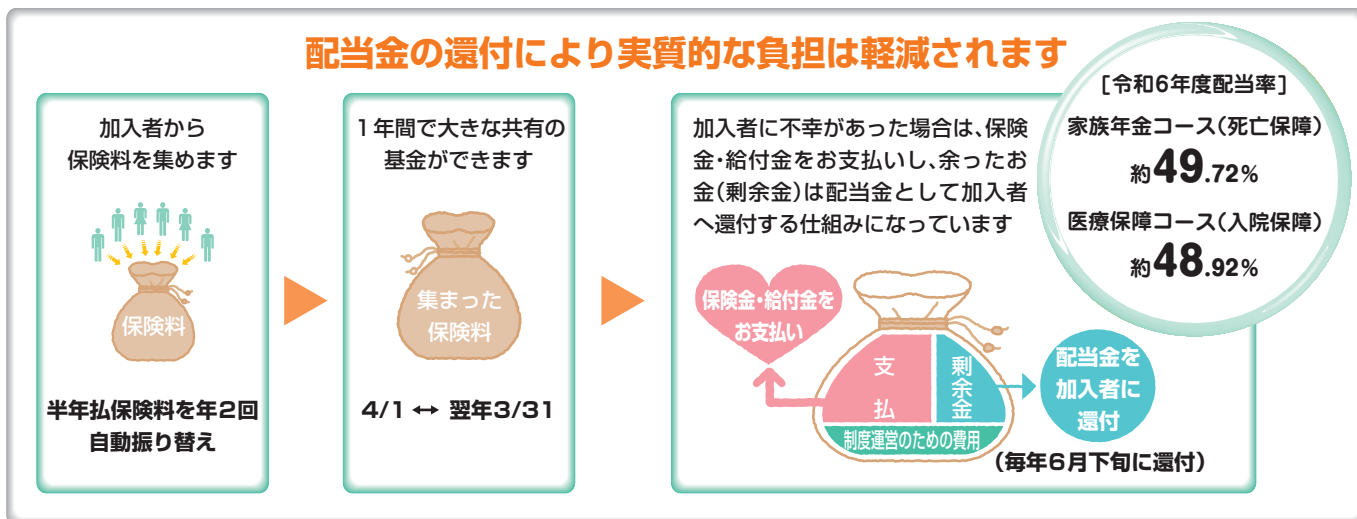
特長 3 手続きが簡単

簡単な告知内容の確認により加入申込ができます。申込書の記入方法も簡単です。申込書も所属(私学共済事務担当者)への提出で簡単です。毎年加入内容を確認でき、保障の見直しもできます。

特長 4 退職後も継続可能

令和8年度から最長80歳(保険年齢)まで継続可能(手続き不要)となります。ただし、退職時に継続して1年以上共済定期保険事業に加入(保険料を2回以上振替)していることが必要です。

●配当金還付のしくみ



※家族年金コース(死亡保障)・医療保障コース(入院保障)は1年ごとに収支計算を行ない剰余金が生じた場合には配当金として還付します。  
・配当率は、今後変動することがありますので将来のお支払いを約束するものではありません。

・配当率は、お支払時期の前年度決算により決定しますので、将来お支払いする配当金額は現時点では確定していません。  
※医療費支援コース、3大疾病保障コース、長期休業補償コースには配当金はありません。

## ●申込方法

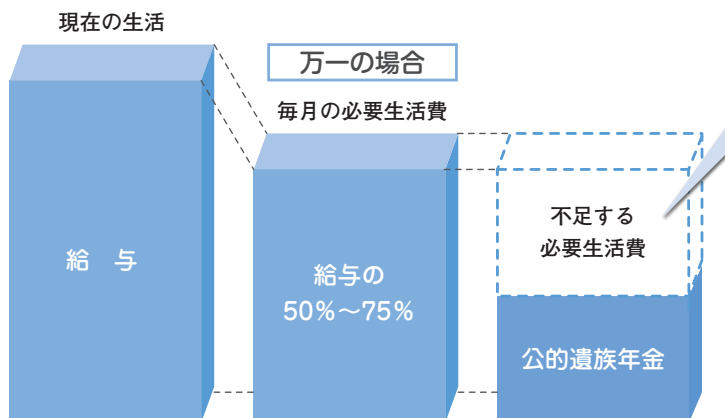
- ①加入申込に際しては、加入資格（告知内容）および支払条件等を確認してください。
- ②「加入申込書兼告知書」に必要事項を記入・押印してください。
- ③「加入申込書兼告知書」は学校等の私学共済事務担当者へ提出してください。  
（学内の提出期限を確認してください。）

## ●新規・変更の受付について(予定)

	募集期間	加入日	対象コース
前期募集	6月	10月1日	家族年金コース 医療保障コース 医療費支援コース 学校加入コース ◎新規加入のみ
後期募集	11月	翌年 4月1日	全てのコース ◎新規加入・変更・脱退

## ●家族年金コースの必要性について

### ●在職中に死亡した場合



年代	平均的な家族構成	不足する必要生活費 (月額)
30歳以下	本人のみ (父・母等)	約 12.3 万円
31歳~35歳	本人・配偶者・こども1人	約 17.3 万円
36歳~40歳	本人・配偶者・こども2人	約 19.9 万円

家族年金コースにて  
補完することができます。

出典元 厚生労働省「令和6年度賃金構造基本統計調査」に基づく引受生命保険会社試算  
※実際の受取額は所得額や家族構成等により異なります。

## ●加入モデルと実際の保険料イメージ

【加入モデル：家族年金コースC型 死亡・高度障害保険金(年金原資)1,000万円】

・加入者本人が亡くなり、遺族(死亡保険金受取人)が年金による受取を選択した場合

【死亡保険金】



一時金による受取りを選択すると1,000万円ですが、15年間の年金受取を選択した場合、15年間の年金受取総額は  
**約1,060万円**となります。

本来、退職後に支給される公的年金については、加入者が亡くなった場合には「遺族年金」として支給されます。  
しかし、支給される遺族年金の額は、実際に生活を維持するために必要となる金額と比べると、十分とはいえないのが現状です。そこで家族年金コースにて不足する必要生活費を最長25年間補完します。

※記載の年金額はパンフレット作成時点の明治安田生命保険相互会社の基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業费率等)で計算しています。  
実際の年金額は年金基金設定時に引受会社が定める基礎率および引受金額により決定しますので、記載の額を下回る可能性があります。

【加入モデル：医療保障コース5口(入院給付金日額5,000円)・医療費支援コースM型】

30歳女性が乳がんで15日間の入院をした場合

入院初期費用給付金 医療費支援コースM型より

= 30,000円

入院支援給付 医療費支援コースM型より

= 20,000円

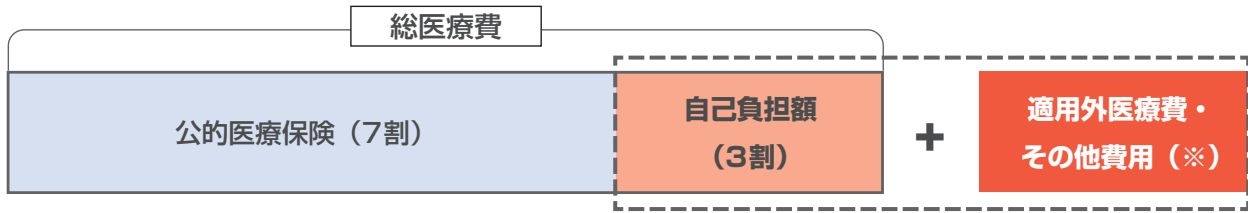
入院給付金日額 5,000円 医療保障コース5口より

× 11日 (5日目からお支払い) = 55,000円

合計105,000円をお支払い

# ●医療保障コース、医療費支援コースの必要性について

## ●病気やケガで入院した場合



### ※適用外医療費・その他費用

#### 公的医療保険が適用されないもの(例)

- 差額ベッド代
- 入院時の一部食事代
- 日用品代
- 家族の交通費
- 先進医療費

医療保障コース、  
医療費支援コースにて  
自己負担額などを  
補完することができます。

## ●20歳・25歳・35歳・40歳での保険料は、下記のとおりです。

(令和8年4月1日現在の保険年齢です。)

制度名称	20歳の場合		25歳の場合		35歳の場合		40歳の場合	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
家族年金コースC型 (半年払)	5,060 円	3,060 円	5,060 円	3,060 円	5,060 円	3,060 円	6,590 円	5,470 円
医療保障コース5口 (半年払)	6,400 円	6,400 円	7,395 円	7,395 円	7,906 円	7,906 円	8,827 円	8,827 円
医療費支援コースM型 (半年払)	2,400 円	2,400 円	3,610 円	3,610 円	4,240 円	4,240 円	4,030 円	4,030 円
	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓
半年払合計保険料	13,860 円	11,860 円	16,065 円	14,065 円	17,206 円	15,206 円	19,447 円	18,327 円
(参考) 上記コースの保険料を 月額に換算した概算保険料	約 2,310 円	約 1,977 円	約 2,678 円	約 2,345 円	約 2,868 円	約 2,535 円	約 3,242 円	約 3,055 円

※20歳：平成18年4月1日、25歳：平成13年4月1日、35歳：平成3年4月1日、40歳：昭和61年4月1日を生年月日として例示しております。

※年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6か月以下は切り捨て、6か月超は切り上げた年齢をいいます。  
(例) 保険年齢40歳＝令和8年4月1日現在満39歳6か月を超え満40歳6か月まで。

更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。

※家族年金コース・医療保障コースは1年ごとに収支計算を行ない剰余金が生じた場合には配当金を還付します。ただし、今回は6か月（令和8年10月1日～令和9年3月31日）で収支計算を行ないます。

※配当率はお支払い時期の前年度決算により決定しますので、将来お支払いする配当金額は現時点では確定していません。

※期間途中で脱退した場合は、配当金はありません。

※上記は家族年金コースと医療保障コース、医療費支援コースをセットしたものです。

※家族年金コースと医療保障コース、医療費支援コースではお支払いの対象となる支払事由や支払保険金の算出方法、給付割合等が異なります。

## ●退職(脱退)後の取扱いについて

## 共済定期保険事業は退職時の年齢に関係なく退職後も最長

継続可能年齢 (更新可能年齢) (注)

家族年金コース <small>〔※〕</small>	80歳
3大疾病保障コースおよび医療費支援コース	79歳
医療保障コース	69歳

〔※〕家族年金コースは、更新日(令和8年4月1日)現在、71歳から75歳の方が加入できる保険金額の上限は500万円(D型)、76歳から80歳の方が加入できる保険金額の上限は300万円(E型)となります。

このため、更新日に71歳となる方で、保険金額1,000万円以上の型(X型・Y型・A型・B型・C型)にご加入の場合、保険金額は500万円(D型)に変更となり、また、76歳となる方は保険金額は300万円(E型)に変更となります。同様に、更新日に76歳になる配偶者で、保険金額500万円に加入している場合は、保険金額が300万円に変更になります。

(配偶者の保険金額は本人を超えてのお申し込みはできないため、本人の変更と併せて変更となる場合があります。)

(注)年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。

(例)保険年齢70歳=令和8年4月1日現在満69歳6ヵ月を超え満70歳6ヵ月まで。

## 家族年金コースの保険金額 (上限)



※更新時の保険年齢が71歳、76歳になる場合で、保険金額の上限を超えている方は、自動的に上限の保険金額(型)に変更されます。

# 80歳まで継続可能(手続き不要)です！

## 退職後継続要件

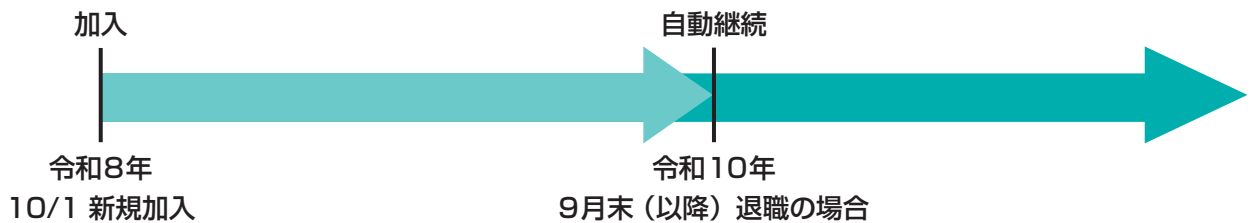
退職時に継続して1年以上共済定期保険事業に加入(保険料を2回以上振替)していること

## 現在未加入の方(イメージ)

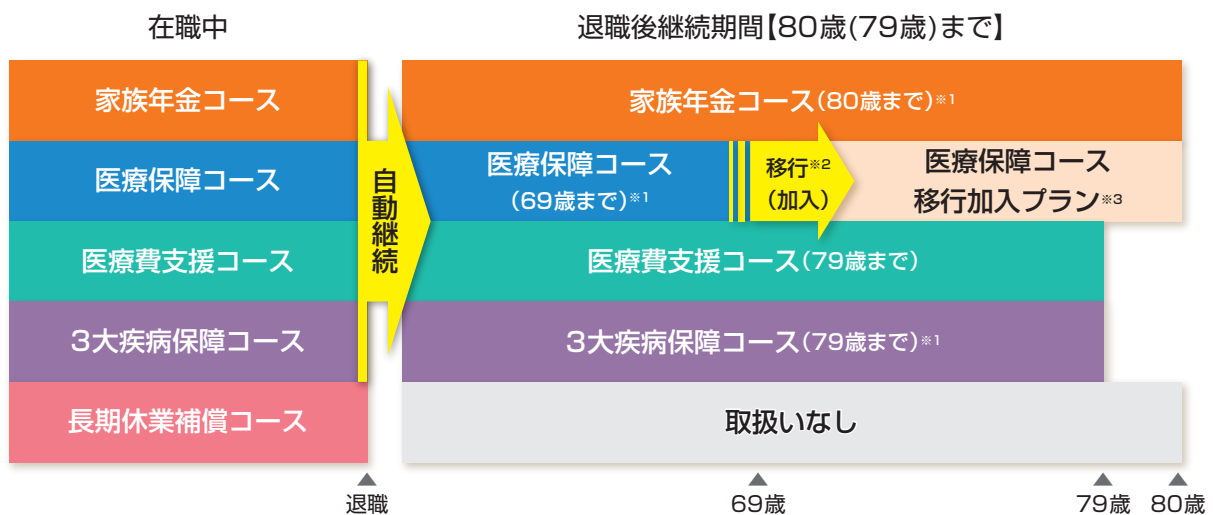
今回の募集(令和8年10月1日加入)でご加入いただくことで、令和10年9月末(以降)に退職した場合、継続が可能となります。

令和10年9月末に退職した場合

加入期間が1年以上となるため、**退職後継続が可能となります。**



## 退職後のイメージ



※1 家族年金コース、医療保障コース、3大疾病保障コースの保険期間満了日は、ご加入者(被保険者)が更新日時点で加入資格を満たす直後の更新日の前日までです。  
 家族年金コースの継続最高年齢は80歳で満了時年齢は81歳となります。  
 3大疾病保障コースの継続最高年齢は79歳で満了時年齢は80歳となります。  
 医療保障コースの継続最高年齢は69歳で満了時年齢は70歳となります。

※2 継続期間満了となる方で退職(脱退)日直前まで加入した方は、最長80歳満了の「医療保障コース移行加入プラン」へ移行加入が可能です。満了2ヵ月前ころにご案内いたします。

※3 医療保障コース移行加入プランの保険期間満了日は、ご加入者(被保険者)が保険期間中に満期年齢(保険年齢)をむかえられた直後の更新日の前日までです。更新日時点で満期年齢(保険年齢)に達している場合は継続加入できませんのでご注意ください。  
 医療保障コース移行加入プランの継続最高年齢は79歳で満了時年齢は80歳となります。  
 医療保障コース移行加入プランは、今後の環境の変化等により取扱内容(販売休止を含む)を変更させていただく可能性があります。

# 家族年金コース

(こども特約付年金払特約付団体定期保険【生命保険】)

## 意向確認【ご加入前のご確認】

家族年金コースは、以下の保障の確保を主な目的とする生命保険です。

ご加入にあたってはご意向に沿った内容か、ご確認のうえお申込みください。

- 死亡・高度障害の場合、死亡・高度障害保険金を一時金または年金形式でお支払いします。
- 1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合、配当金として還付します。(今回は6か月で収支計算します。)

【保障額と保険料】 ●下記の保険料は、半年払いで6か月分です。( )内は月換算にした概算保険料です。

●71歳以降の保険料は11ページをご参照ください。

加入対象区分	死亡・高度障害のとき		死亡・高度障害保険金(年金原資)						
	年齢区分	性別	X型 (3,000万円)	Y型 (2,500万円)	A型 (2,000万円)	B型 (1,500万円)	C型 (1,000万円)	D型 (500万円)	E型 (300万円)
加入者本人	16歳～35歳 (H2.10.2～ H22.10.1生)	男性	15,180 <sup>円</sup> (2,530)	12,650 <sup>円</sup> (2,109)	10,120 <sup>円</sup> (1,687)	7,590 <sup>円</sup> (1,265)	5,060 <sup>円</sup> (844)	2,530 <sup>円</sup> (422)	1,518 <sup>円</sup> (253)
		女性	9,180 (1,530)	7,650 (1,275)	6,120 (1,020)	4,590 (765)	3,060 (510)	1,530 (255)	918 (153)
	36歳～40歳 (S60.10.2～ H2.10.1生)	男性	19,770 (3,295)	16,475 (2,746)	13,180 (2,197)	9,885 (1,648)	6,590 (1,099)	3,295 (550)	1,977 (330)
		女性	16,410 (2,735)	13,675 (2,280)	10,940 (1,824)	8,205 (1,368)	5,470 (912)	2,735 (456)	1,641 (274)
	41歳～45歳 (S55.10.2～ S60.10.1生)	男性	27,330 (4,555)	22,775 (3,796)	18,220 (3,037)	13,665 (2,278)	9,110 (1,519)	4,555 (760)	2,733 (456)
		女性	20,460 (3,410)	17,050 (2,842)	13,640 (2,274)	10,230 (1,705)	6,820 (1,137)	3,410 (569)	2,046 (341)
	46歳～50歳 (S50.10.2～ S55.10.1生)	男性	39,870 (6,645)	33,225 (5,538)	26,580 (4,430)	19,935 (3,323)	13,290 (2,215)	6,645 (1,108)	3,987 (665)
		女性	29,640 (4,940)	24,700 (4,117)	19,760 (3,294)	14,820 (2,470)	9,880 (1,647)	4,940 (824)	2,964 (494)
	51歳～55歳 (S45.10.2～ S50.10.1生)	男性	58,740 (9,790)	48,950 (8,159)	39,160 (6,527)	29,370 (4,895)	19,580 (3,264)	9,790 (1,632)	5,874 (979)
		女性	40,560 (6,760)	33,800 (5,634)	27,040 (4,507)	20,280 (3,380)	13,520 (2,254)	6,760 (1,127)	4,056 (676)
	56歳～60歳 (S40.10.2～ S45.10.1生)	男性	85,560 (14,260)	71,300 (11,884)	57,040 (9,507)	42,780 (7,130)	28,520 (4,754)	14,260 (2,377)	8,556 (1,426)
		女性	51,870 (8,645)	43,225 (7,205)	34,580 (5,764)	25,935 (4,323)	17,290 (2,882)	8,645 (1,441)	5,187 (865)
	61歳～65歳 (S35.10.2～ S40.10.1生)	男性	131,760 (21,960)	109,800 (18,300)	87,840 (14,640)	65,880 (10,980)	43,920 (7,320)	21,960 (3,660)	13,176 (2,196)
		女性	69,330 (11,555)	57,775 (9,630)	46,220 (7,704)	34,665 (5,778)	23,110 (3,852)	11,555 (1,926)	6,933 (1,156)
	66歳～70歳 (S30.10.2～ S35.10.1生)	男性	196,170 (32,695)	163,475 (27,246)	130,780 (21,797)	98,085 (16,348)	65,390 (10,899)	32,695 (5,450)	19,617 (3,270)
		女性	94,020 (15,670)	78,350 (13,059)	62,680 (10,447)	47,010 (7,835)	31,340 (5,224)	15,670 (2,612)	9,402 (1,567)

**安心**

加入者が死亡または高度障害状態になった場合、年金形式で支払われ公的遺族年金等を補完します。

※保険金は年金形式にかえ一時金として受け取ることもできます。

**特長**

1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合、配当金として還付します。

- ・配当率は、お支払時期の前年度決算により決定しますので、将来お支払いする配当金額は現時点では確定していません。
- ・前期募集時に新規加入した初年度に限り、10月1日から翌年の3月31日までの6か月で収支計算を行ないます。

令和6年度実績

約 **49.72%**

加入対象区分	死亡・高度障害のとき		死亡・高度障害保険金	
	年齢区分	性別	500万円	300万円
配偶者	18歳～35歳 (H2.10.2～ H20.10.1生)	男性	2,530 円 (422)	1,518 円 (253)
		女性	1,530 (255)	918 (153)
	36歳～40歳 (S60.10.2～ H2.10.1生)	男性	3,295 (550)	1,977 (330)
		女性	2,735 (456)	1,641 (274)
	41歳～45歳 (S55.10.2～ S60.10.1生)	男性	4,555 (760)	2,733 (456)
		女性	3,410 (569)	2,046 (341)
	46歳～50歳 (S50.10.2～ S55.10.1生)	男性	6,645 (1,108)	3,987 (665)
		女性	4,940 (824)	2,964 (494)
	51歳～55歳 (S45.10.2～ S50.10.1生)	男性	9,790 (1,632)	5,874 (979)
		女性	6,760 (1,127)	4,056 (676)
	56歳～60歳 (S40.10.2～ S45.10.1生)	男性	14,260 (2,377)	8,556 (1,426)
		女性	8,645 (1,441)	5,187 (865)
	61歳～65歳 (S35.10.2～ S40.10.1生)	男性	21,960 (3,660)	13,176 (2,196)
		女性	11,555 (1,926)	6,933 (1,156)
	66歳～70歳 (S30.10.2～ S35.10.1生)	男性	32,695 (5,450)	19,617 (3,270)
		女性	15,670 (2,612)	9,402 (1,567)

加入対象区分	死亡・高度障害のとき	死亡・高度障害保険金
	子ども	年齢・性別にかかわらず一律 3歳～22歳 (H15.10.2～ R5.10.1生)

- ※記載の保険料は正規保険料です。
- ※保険料は、性別、令和8年4月1日現在の保険年齢により定まります。  
以後、継続加入される場合は、毎年4月1日現在の保険年齢により定まります。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6か月以下は切り捨て、6か月超は切り上げた年齢をいいます。  
(例)保険年齢40歳＝令和8年4月1日現在満39歳6か月を超え満40歳6か月まで。  
更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。
- ※加入者本人について定められた死亡保険金または高度障害保険金が支払われた場合は、全てのコースが脱退となり、配偶者・子どもは既払保険料の保障月まで保障され脱退となります。また、加入者本人が脱退した場合も配偶者・子どもは同時に脱退となります。
- ※死亡保険金の受取人は、被保険者が本人および配偶者の場合は被保険者が指定した方、子どもの場合は保険料負担者(本人)です。高度障害保険金の受取人は被保険者です。
- ※退職後のコースは英字型から( )内の保険金額コースとなります。

# 家族年金コース

(子ども特約付年金払特約付団体定期保険【生命保険】)

- 71歳以降は継続のみの取り扱いとなります。
- 更新時の保険年齢が71歳、76歳になる場合、自動的に上限の保険金額(型)に変更されます。

【71歳以降の保障額と保険料】 ●下記の保険料は、半年払いで6か月分です。( )内は月換算にした概算保険料です。

加入対象区分	死亡・高度障害のとき		死亡・高度障害保険金(年金原資)	
	年齢区分	性別	D型 (500万円)	E型 (300万円)
加入者本人	71歳 (S29.10.2～ S30.10.1生)	男性	42,865 <sup>円</sup> (7,145)	25,719 <sup>円</sup> (4,287)
		女性	20,875 (3,480)	12,525 (2,088)
	72歳 (S28.10.2～ S29.10.1生)	男性	47,450 (7,909)	28,470 (4,745)
		女性	23,285 (3,881)	13,971 (2,329)
	73歳 (S27.10.2～ S28.10.1生)	男性	52,775 (8,796)	31,665 (5,278)
		女性	26,105 (4,351)	15,663 (2,611)
	74歳 (S26.10.2～ S27.10.1生)	男性	58,945 (9,825)	35,367 (5,895)
		女性	29,225 (4,871)	17,535 (2,923)
	75歳 (S25.10.2～ S26.10.1生)	男性	66,240 (11,040)	39,744 (6,624)
		女性	32,605 (5,435)	19,563 (3,261)
	76歳 (S24.10.2～ S25.10.1生)	男性	—	44,895 (7,483)
		女性	—	21,855 (3,643)
	77歳 (S23.10.2～ S24.10.1生)	男性	—	50,979 (8,497)
		女性	—	24,537 (4,090)
	78歳 (S22.10.2～ S23.10.1生)	男性	—	58,158 (9,693)
		女性	—	27,783 (4,631)
	79歳 (S21.10.2～ S22.10.1生)	男性	—	66,450 (11,075)
		女性	—	31,698 (5,283)
	80歳 (S20.10.2～ S21.10.1生)	男性	—	75,816 (12,636)
		女性	—	36,390 (6,065)

加入対象区分	死亡・高度障害のとき		死亡・高度障害保険金	
	年齢区分	性別	500万円	300万円
配偶者	71歳 (S29.10.2～ S30.10.1生)	男性	42,865 <sup>円</sup> (7,145)	25,719 <sup>円</sup> (4,287)
		女性	20,875 (3,480)	12,525 (2,088)
	72歳 (S28.10.2～ S29.10.1生)	男性	47,450 (7,909)	28,470 (4,745)
		女性	23,285 (3,881)	13,971 (2,329)
	73歳 (S27.10.2～ S28.10.1生)	男性	52,775 (8,796)	31,665 (5,278)
		女性	26,105 (4,351)	15,663 (2,611)
	74歳 (S26.10.2～ S27.10.1生)	男性	58,945 (9,825)	35,367 (5,895)
		女性	29,225 (4,871)	17,535 (2,923)
	75歳 (S25.10.2～ S26.10.1生)	男性	66,240 (11,040)	39,744 (6,624)
		女性	32,605 (5,435)	19,563 (3,261)
	76歳 (S24.10.2～ S25.10.1生)	男性	—	44,895 (7,483)
		女性	—	21,855 (3,643)
	77歳 (S23.10.2～ S24.10.1生)	男性	—	50,979 (8,497)
		女性	—	24,537 (4,090)
	78歳 (S22.10.2～ S23.10.1生)	男性	—	58,158 (9,693)
		女性	—	27,783 (4,631)
	79歳 (S21.10.2～ S22.10.1生)	男性	—	66,450 (11,075)
		女性	—	31,698 (5,283)
	80歳 (S20.10.2～ S21.10.1生)	男性	—	75,816 (12,636)
		女性	—	36,390 (6,065)

※記載の保険料は正規保険料です。

※保険料は、性別、令和8年4月1日現在の保険年齢により定まります。

以後、継続加入される場合は、毎年4月1日現在の保険年齢により定まります。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6か月以下は切り捨て、6か月超は切り上げた年齢をいいます。

(例)保険年齢40歳=令和8年4月1日現在満39歳6か月を超え満40歳6か月まで。

更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。

※加入者本人について定められた死亡保険金または高度障害保険金が支払われた場合は、全てのコースが脱退となり、配偶者・子どもは既払保険料の保障月まで保障され脱退となります。また、加入者本人が脱退した場合も配偶者・子どもは同時に脱退となります。

※死亡保険金の受取人は、被保険者が本人および配偶者の場合は被保険者が指定した方、子どもの場合は保険料負担者(本人)です。高度障害保険金の受取人は被保険者です。

※退職後のコースは英字型から( )内の保険金額コースとなります。

## 【コース別支払内容】 死亡・高度障害のとき

	加入者本人							
年金原資(死亡・高度障害保険金)	X型(3,000万円)				Y型(2,500万円)			
年金受取期間	25年	20年	15年	10年	25年	20年	15年	10年
初年度年金月額	約 11.1万円	約 13.5万円	約 17.6万円	約 25.8万円	約 9.2万円	約 11.3万円	約 14.7万円	約 21.5万円
年金受取総額	約 3,337万円	約 3,258万円	約 3,181万円	約 3,105万円	約 2,781万円	約 2,715万円	約 2,651万円	約 2,587万円
年金原資(死亡・高度障害保険金)	A型(2,000万円)				B型(1,500万円)			
年金受取期間	25年	20年	15年	10年	25年	20年	15年	10年
初年度年金月額	約 7.4万円	約 9.0万円	約 11.7万円	約 17.2万円	約 5.5万円	約 6.7万円	約 8.8万円	約 12.9万円
年金受取総額	約 2,225万円	約 2,172万円	約 2,121万円	約 2,070万円	約 1,668万円	約 1,629万円	約 1,590万円	約 1,552万円
年金原資(死亡・高度障害保険金)	C型(1,000万円)			D型(500万円)		E型(300万円)		
年金受取期間	15年	10年	5年	10年	5年	5年		
初年度年金月額	約 5.8万円	約 8.6万円	約 16.8万円	約 4.3万円	約 8.4万円	約 5.0万円		
年金受取総額	約 1,060万円	約 1,035万円	約 1,010万円	約 517万円	約 505万円	約 303万円		

### ご注意

- 記載の年金額はパンフレット作成時点の明治安田生命保険相互会社の基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)で計算しています。  
実際の年金額は年金基金設定時に引受会社が定める基礎率および引受金額により決定しますので、記載の額を下回る可能性もあります。
- 記載の年金額は、基本年金のみを記載しており受取時には増加年金

が加算されます。増加年金は年金支払後に支払われる配当金により買い増しされる年金です。増加年金額は、それぞれのお支払時期の前年度決算により決定しますので、将来お支払いする増加年金額は現時点では確定しておりません。なお、決算の状況によっては増加年金額は0となることもあります。

- 配偶者・子どもは、一時金での支払いとなります。



# 医療保障コース

(家族特約付医療保障保険(団体型)【生命保険】)

## 意向確認【ご加入前のご確認】

医療保障コースは、以下の保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたってはご意向に沿った内容か、ご確認のうえお申込みください。

- 病気やケガで継続して5日以上入院した場合、入院給付金を5日目からお支払いします。
- 1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合、配当金として還付します。(今回は6か月で収支計算します。)

【保障額と保険料】 ●下記の保険料は、半年払いで6か月分です。( )内は月換算にした概算保険料です。

年齢	加入対象区分	加入者本人					
		加入者本人			配偶者		
	口数	8口	7口	6口	5口	4口	3口
	入院給付金	1日につき8,000円	1日につき7,000円	1日につき6,000円	1日につき5,000円	1日につき4,000円	1日につき3,000円
	死亡保険金	10万円					
16歳～19歳 (H18.10.2～H22.10.1生)		7,795 <sup>円</sup> (1,300)	6,842 <sup>円</sup> (1,141)	5,889 <sup>円</sup> (982)	4,936 <sup>円</sup> (823)	3,983 <sup>円</sup> (664)	3,030 <sup>円</sup> (505)
20歳～24歳 (H13.10.2～H18.10.1生)		10,141 (1,691)	8,894 (1,483)	7,647 (1,275)	6,400 (1,067)	5,153 (859)	3,906 (651)
25歳～29歳 (H8.10.2～H13.10.1生)		11,733 (1,956)	10,287 (1,715)	8,841 (1,474)	7,395 (1,233)	5,949 (992)	4,503 (751)
30歳～34歳 (H3.10.2～H8.10.1生)		12,445 (2,075)	10,910 (1,819)	9,375 (1,563)	7,840 (1,307)	6,305 (1,051)	4,770 (795)
35歳～39歳 (S61.10.2～H3.10.1生)		12,544 (2,091)	10,998 (1,833)	9,452 (1,576)	7,906 (1,318)	6,360 (1,060)	4,814 (803)
40歳～44歳 (S56.10.2～S61.10.1生)		13,996 (2,333)	12,273 (2,046)	10,550 (1,759)	8,827 (1,472)	7,104 (1,184)	5,381 (897)
45歳～49歳 (S51.10.2～S56.10.1生)		16,155 (2,693)	14,168 (2,362)	12,181 (2,031)	10,194 (1,699)	8,207 (1,368)	6,220 (1,037)
50歳～54歳 (S46.10.2～S51.10.1生)		20,757 (3,460)	18,205 (3,035)	15,653 (2,609)	13,101 (2,184)	10,549 (1,759)	7,997 (1,333)
55歳～59歳 (S41.10.2～S46.10.1生)		26,856 (4,476)	23,563 (3,928)	20,270 (3,379)	16,977 (2,830)	13,684 (2,281)	10,391 (1,732)
60歳～64歳 (S36.10.2～S41.10.1生)		36,820 (6,137)	32,316 (5,386)	27,812 (4,636)	23,308 (3,885)	18,804 (3,134)	14,300 (2,384)
65歳～69歳 (S31.10.2～S36.10.1生)		53,445 (8,908)	46,918 (7,820)	40,391 (6,732)	33,864 (5,644)	27,337 (4,557)	20,810 (3,469)

**安心**

病気やケガ(交通事故など)で継続して5日以上入院した場合、5日目から入院給付金が支払われます。

**特長**

1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合、配当金として還付します。

※ 配当率は、お支払時期の前年度決算により決定しますので、将来お支払いする配当金額は現時点では確定していません。

※ 前期募集時に新規加入した初年度に限り、10月1日から翌年の3月31日までの6か月で収支計算を行ないます。

令和6年度実績  
約 **48.92%**

年齢	加入対象区分	こども		
	口数	5口	4口	3口
	入院給付金	1日につき5,000円	1日につき4,000円	1日につき3,000円
	死亡保険金	10万円		
0歳～22歳 (H15.10.2～R8.4.1生)		5,069円 (845円)	4,081円 (681円)	3,093円 (516円)

※記載の保険料は正規保険料です。

※保険料は、令和8年4月1日現在の保険年齢により定まります。以後、継続加入される場合は、毎年4月1日現在の保険年齢により定まります。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6か月以下は切り捨て、6か月超は切り上げた年齢をいいます。(例)保険年齢40歳＝令和8年4月1日現在満39歳6か月を超え満40歳6か月まで。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。

※病気やケガによる入院給付金のお支払日数は、1回の入院について120日を限度とします。  
 ※入院給付金のお支払日数は、通算して700日を限度とします。  
 ※入院給付金は加入日(\*)以後に発生した不慮の事故による傷害または発病した疾病により保険期間中に治療を目的として継続して5日以上入院したとき、5日目から支払われます。

※こどもについては令和8年4月1日現在、既に生まれており、かつ氏名がある方が加入できます。

※本人の死亡保険金の受取人は被保険者にご指定いただけます。それ以外の給付金および、配偶者、こどもの死亡保険金・給付金の受取人は保険料負担者(本人)です。

(\*)保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。

※死亡保険金は保険期間中に死亡したとき支払われます。

※引受会社の職員または引受会社で委託した確認担当者が、保険金・給付金等のご請求の際、ご請求内容等について確認する場合があります。

# 医療費支援コース

(医療保険【損害保険】)

## 意向確認【ご加入前のご確認】

医療費支援コースは、以下の補償の確保を主な目的とする損害保険です。ご加入にあたってはご意向に沿った内容か、ご確認のうえお申込みください。

- 病気やケガにより入院した場合、1回の入院につき初期費用として3万円をお支払いします。また入院支援として1月につき2万円をお支払いします。
- 所定の手術、女性疾病にも対応でき、少ない負担で補償の充実したコースです。

**安心** 病気やケガで入院しても医療費(自己負担分)の負担を軽減します。

1月<sup>(注1)</sup>につき**2万円**をお支払いします。

さらに、1回の入院につき**3万円をお支払い**し、所定の手術を受けた場合の補償もありますので安心です。

※法定給付・付加給付とは連動しません。

**特長** 日帰り入院<sup>(注2)</sup>でも**5万円**をお支払いします。

## M型(M1型共通部分)

# M型

### 補償の内容

医療保障コースではカバーしきれなかった4日以下の入院・手術・125日以上入院にも対応!

**入院初期費用給付**  
(何かと物入りな入院初期の費用として)  
[疾病・傷害入院初期費用保険金]

病気・ケガで1日以上入院した場合  
(1回の入院につき) **3** 万円

**入院支援給付**  
(短期給付の自己負担のうち2万円を補えます)  
[疾病・傷害入院支援保険金]

病気・ケガで1日以上入院した場合  
(以降1月ごと(注1)に給付最大13月) **2** 万円

**手術給付**  
(所定の手術を受けた場合)  
[疾病・傷害手術保険金]

病気・ケガで所定の手術を受けた場合  
(種類に応じて) **5・10・20** 万円 (回数無制限)  
例:虫垂切除術 例:甲状腺手術 例:胃切除術

(注1)入院日数30日ごとに1月として計算し、30日未満の端日数については切り上げて1月とします。

(注2)「日帰り入院」とは入院日と退院日が同一の入院で、かつ入院料等が算定された入院をいいます。病院による入院の証明にもとづきお支払いします(外来での治療は「日帰り入院」に該当しません)。

※疾病入院支援保険金・傷害入院支援保険金のお支払限度は、初年度契約および継続契約を通じてそれぞれ1回の入院につき13月、通算して34月を限度とします。

※疾病による入院をした場合でも、傷害入院支援保険金の支払に該当する入院をしている期間については、疾病入院支援保険金の支払日数には含めません。

※疾病入院初期費用保険金・傷害入院初期費用保険金のお支払限度は、初年度契約および継続契約を通じてそれぞれ1回の入院につき1回、通算して15回を限度とします。

※傷害入院初期費用保険金が支払われる入院を開始したときまたは入院中に、疾病の治療を開始した場合は、疾病入院初期費用保険金は支払いません。

※手術保険金のお支払回数に限度はありません。ただし、お支払い回数を施術開始日から60日間の間に1回に制限している手術の種類があります。手術の種類の詳細については、当社約款に掲載しています。

※本制度のご契約者は団体であり、ご加入者のみなさまは被保険者となります。したがって、ご契約内容の変更などについて引受損害保険会社と団体(ご契約者)との取り決めにより一部お取扱いできない事項があります。

【お取扱いできない事項の例】

- 保険期間の変更
- 保険料の払込方法の変更
- 保険期間中の型の変更 など

～女性疾病による入院・手術に備えて～

女性疾病給付つき

# M1型

(M型 + 女性疾病給付)

補償の内容

M1型ならM型の補償に加えて女性疾病にも安心

M1型ならM型の補償に加えて女性疾病による入院、手術や所定の形成術でも補償しますので女性の方はさらに安心です。  
(配偶者も加入できます)

女性疾病入院給付

女性疾病で入院した場合(1日～365日) (日額) **5,000**円  
[女性疾病入院保険金]

女性疾病手術給付

女性疾病で所定の手術を受けた場合  
[女性疾病手術保険金]  
(種類に応じて) **5・10・20** (回数無制限) 万円  
例:帝王切開術 例:子宮外妊娠手術 例:子宮広汎全摘除術  
(単純子宮全摘などの子宮全摘除術は除く)

女性疾病手術給付

女性が特定障害で所定の形成術等を受けた場合  
[女性疾病手術保険金]  
(種類に応じて) **10・20** (回数無制限) 万円  
例:癬痕に対する植皮術 乳房切除術(生検を除く)

※女性疾病入院保険金のお支払い限度は、1回の入院に対し365日、通算700日を限度とします。

※『女性疾病』には、子宮がん、乳がん、子宮筋腫、分娩の合併症などがあります。ただし、上皮内がんは含みません。

【保険料】

- 保険料は、半年払いで6か月分です。( )内は月換算にした概算保険料です。
- 71歳以降は継続のみの取り扱いとなります。

年齢(歳)		M型		M1型	
		加入者本人・配偶者	子ども	加入者本人・配偶者	
0歳～15歳	H22.10.2～R 8. 4.1生	—	2,000 (334) 円	—	
16歳～20歳	H17.10.2～H22.10.1生	2,400 (400) 円	2,400 (400) 円	3,820 (637) 円	
21歳～25歳	H12.10.2～H17.10.1生	3,610 (602) 円	3,610 (602) 円	5,200 (867) 円	
26歳～30歳	H 7.10.2～H12.10.1生	4,400 (734) 円	子どもは満0歳から満22歳6か月までの方がご加入いただけます。 (H15.10.2～)	6,720 (1,120) 円	
31歳～35歳	H 2.10.2～H 7.10.1生	4,240 (707) 円		6,230 (1,039) 円	
36歳～40歳	S60.10.2～H 2.10.1生	4,030 (672) 円		6,150 (1,025) 円	
41歳～45歳	S55.10.2～S60.10.1生	4,380 (730) 円		7,020 (1,170) 円	
46歳～50歳	S50.10.2～S55.10.1生	5,390 (899) 円		8,670 (1,445) 円	
51歳～55歳	S45.10.2～S50.10.1生	6,610 (1,102) 円		10,380 (1,730) 円	
56歳～60歳	S40.10.2～S45.10.1生	8,340 (1,390) 円		12,590 (2,099) 円	
61歳～65歳	S35.10.2～S40.10.1生	10,950 (1,825) 円		15,350 (2,559) 円	
66歳～70歳	S30.10.2～S35.10.1生	15,640 (2,607) 円		20,100 (3,350) 円	
71歳～75歳	S25.10.2～S30.10.1生	21,130 (3,522) 円		25,630 (4,272) 円	
76歳～79歳	S21.10.2～S25.10.1生	25,890 (4,315) 円	30,430 (5,072) 円		

※保険料は年齢により被保険者ごとに異なります。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。  
※年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6か月以下は切り捨て、6か月超は切り上げた年齢をいいます。  
(例) 保険年齢40歳＝令和8年4月1日現在満39歳6か月を超え満40歳6か月まで

※記載の保険料は、確定保険料です。  
※保険料は、令和8年4月1日現在の保険年齢により定まります。以後、継続加入される場合は、毎年4月1日現在の保険年齢により定まります。  
※子どもについては令和8年4月1日現在、既に生まれており、かつ氏名がある方が加入できます。

この医療保険契約には下記の特約がセットされています。  
疾病入院支援特約、傷害入院支援特約、疾病入院初期費用特約、傷害入院初期費用特約、女性疾病入院特約、女性疾病手術特約、傷害手術特約、疾病手術特約

※疾病入院支援特約、傷害入院支援特約、疾病入院初期費用特約、傷害入院初期費用特約、女性疾病入院特約については保険金がお支払い通算限度に達した場合、それ以降お支払いはできません。なお、通算限度に達した当該特約は翌年度以降、更新できません。

## 加入資格

### ご加入の際の注意事項

本人について、家族年金コースに加入することで、医療保障コース・医療費支援コースに加入できます。

配偶者・子どもについて、コースごとに加入者本人が加入することが条件です。また、加入者本人の口数・金額以下で加入することが条件です。

### 家族年金コース

本人…加入者で申込書記載の告知内容に該当し、令和8年4月1日現在満15歳6か月を超え、満70歳6か月まで(昭和30年10月2日から平成22年10月1日生まれ)の方。

配偶者…家族年金コースに加入する本人と同一戸籍に記載されている配偶者で申込書記載の告知内容に該当し、令和8年4月1日現在満18歳以上、満70歳6か月まで(昭和30年10月2日から平成20年4月1日生まれ)の方。

※継続の場合は満80歳6ヶ月まで(昭和20年10月2日以降生まれ)の方。

子ども…家族年金コースに加入する本人と同一戸籍に記載されかつ本人が扶養する子(健康保険法に定める被扶養者の範囲のうち、子に関する規定を準用します)で申込書記載の告知内容に該当し、令和8年4月1日現在満2歳6か月を超え、満22歳6か月まで(平成15年10月2日から令和5年10月1日生まれ)の方。

※子どもを加入させるときは、加入資格のある子どもは全員(ただし最高5人まで)同額にて加入となります。

### 医療保障コース

本人…家族年金コースに加入する加入者で申込書記載の告知内容に該当し、令和8年4月1日現在満15歳6か月を超え、満69歳6か月まで(昭和31年10月2日から平成22年10月1日生まれ)の方。

配偶者…医療保障コースに加入する本人と同一戸籍に記載されている配偶者で申込書記載の告知内容に該当し、令和8年4月1日現在満18歳以上、満69歳6か月まで(昭和31年10月2日から平成20年4月1日生まれ)の方。

子ども…医療保障コースに加入する本人の子どもで申込書記載の告知内容に該当し、令和8年4月1日現在満0歳から満22歳6か月まで(平成15年10月2日から令和8年4月1日生まれ)の方。

※子どもについては、本人が加入している公的医療保険制度の被扶養者で本人と同一戸籍に記載されている方に限ります。

※子どもを加入させるときは、加入資格のある子どもは全員(ただし最高5人まで)同口にて加入となります。

### 医療費支援コース

本人…家族年金コースに加入する加入者で、申込書記載の告知内容に該当し、令和8年4月1日現在満15歳6か月を超え、満70歳6か月まで(昭和30年10月2日～平成22年10月1日生まれ)の方。

配偶者…医療費支援コースに加入する本人と同一戸籍に記載されている配偶者で、申込書記載の告知内容に該当し、令和8年4月1日現在満18歳以上、満70歳6か月まで(昭和30年10月2日～平成20年4月1日生まれ)の方。

※継続の場合は満79歳6ヶ月まで(昭和21年10月2日以降生まれ)の方。

子ども…医療費支援コースに加入する本人と同一戸籍に記載され、かつ本人が扶養する子どもで、申込書記載の告知内容に該当し、令和8年4月1日現在、満0歳から満22歳6か月まで(平成15年10月2日から令和8年4月1日生まれ)の方。

※M型またはM1型でご加入ください。重複しての加入はできません。また、男性と子どもはM型のみです。

告知内容に関して保険金のお支払い、契約のご継続等の判断をいたしかねるときには、お客さまや医療機関等に照会させていただく場合がございますので、告知内容について必ずご確認ください。告知内容に該当しない場合は、お申込みいただくことはできません。

### 加入取扱いに関する注意

今回は、「既にご加入している方(配偶者・子どもを含みます)のコース(保険金額)変更」「配偶者・子どもの追加加入」のお取り扱いはできません。

#### [家族年金コース・医療保障コース]

- 配偶者・子どもが医療保障コースに加入する場合は家族年金コースへの加入は不要ですが、本人の医療保障コースへの加入が必要です。
- 配偶者・子どもの保険金額(加入口数)は本人と同額(同口)以下としてください。配偶者、子どもだけの加入はできません。本人とセットでご加入ください。
- 本人について定められた死亡保険金(家族年金コースは高度障害保険金を含む)が支払われた場合、配偶者・子どもは同時に脱退

となります。また、本人が脱退した場合も配偶者・子どもは同時に脱退となります。

- 子どもを加入させるときは、加入資格のある子どもは全員(ただし最高5人まで)同額(同口)にて加入となります。
- 任意継続加入者の新規加入はできません。
- 任意継続加入者及び退職後継続者は同額以下で継続加入できます。(増額、未加入コースへの新規加入はできません。)

#### [医療費支援コース]

- 引受会社と既に別の保険契約がある場合、その保険金額、保険種類等によっては、お申込後、ご加入をお断りする場合があります。
- 本人が医療費支援コースに加入する場合は、家族年金コースの加入が必要です。
- M型またはM1型でご加入ください。重複しての加入はできません。(男性と子どもはM型のみです)

●配偶者・子どもが医療費支援コースに加入する場合は家族年金コースへの加入は不要ですが、本人の医療費支援コースへの加入が必要です。

- 本人が脱退した場合には配偶者・子どもは同時に脱退となります。
- 任意継続加入者の新規加入はできません。
- 任意継続加入者及び退職後継続者は同額以下で継続加入できます。(増額、未加入コースへの新規加入はできません。)

# 告知内容

## 告知【お申込み時の告知】等に関するご照会先

明治安田生命保険相互会社 団体保険ご照会窓口 0120-661-320

受付時間 平日(土曜・日曜・祝日・年末・年始は除く)9:00～17:00

告知していただいた内容が事実と相違していた場合、保険金・給付金をお支払いできない場合があります。

保険金額(口数)を増やす場合も告知が必要です。

## 家族年金コース

### 本人【現在の就業状態】

申込日(告知日)現在、病気やけがで休職・休業中でなく、かつ、病気により就業を制限されていません。

(注)「就業を制限」とは、勤務に制限を加える必要のあるもので、勤務先または医師等により労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限などを指示されている場合をいいます。

### 配偶者・子ども【現在の健康状態】

申込日(告知日)現在、医師による治療期間中または、薬の処方期間中ではありません。

(注)①「治療」には、指示・指導を含みます。

②「医師による治療期間」は初診から終診(医師の判断によるもの)までの期間をいいます。

### 本人・配偶者・子ども共通【過去12か月以内の健康状態】

申込日(告知日)より起算して過去12か月以内に、別表記載の病気により連続して14日以上入院をしたことはありません。

### 別表

がん、肉腫、悪性腫瘍、白血病、脳出血、脳こうそく、くも膜下出血、てんかん、狭心症、心筋こうそく、心臓弁膜症、先天性心臓病、心筋症、不整脈、高血圧症、胃かいよう、十二指腸かいよう、肝炎、肝硬変、腎炎、ネフローゼ、腎不全、子宮筋腫、糖尿病

## 医療保障コース

### 本人【現在の就業状態】

申込日(告知日)現在、病気やけがで休職・休業中でなく、かつ、病気により就業を制限されていません。

(注)「就業を制限」とは、勤務に制限を加える必要のあるもので、勤務先または医師等により労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限などを指示されている場合をいいます。

### 配偶者・子ども【現在の健康状態】

申込日(告知日)現在、医師による治療期間中または、薬の処方期間中ではありません。

(注)①「治療」には、指示・指導を含みます。

②「医師による治療期間」は初診から終診(医師の判断によるもの)までの期間をいいます。

### 本人・配偶者・子ども共通【過去3か月以内の健康状態】

申込日(告知日)より起算して過去3か月以内に、医師による診

察または健康診断・人間ドックを受け、その結果、検査(再検査・精密検査を含みます)・入院・手術をすすめられていません。

(注)検査をすすめられ検査の結果、異常が認められなかった場合は該当しません。

### 【過去2年以内の健康状態】

申込日(告知日)より起算して過去2年以内に、医師による診察・検査・治療を受けた期間または薬の処方期間が、14日以上要した病気にかかったことはありません。

(注)①同一の病気で転院・転科している場合は通算します。

②「医師による診察・検査・治療を受けた期間」は初診から終診(医師の判断によるもの)までの期間をいいます。

③診察・検査の結果、異常が認められなかった場合は該当しません。

④「治療」には、指示・指導を含みます。

## 医療費支援コース

### 本人【現在の就業状態】

申込日(告知日)現在、病気やけがで休職・休業中でなく、かつ、病気により就業を制限されていません。

(注)「就業を制限」とは、勤務に制限を加える必要のあるもので、勤務先または医師等により労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限などを指示されている場合をいいます。

### 配偶者・子ども【現在の健康状態】

申込日(告知日)現在、医師による治療期間中または、薬の処方期間中ではありません。

(注)①「治療」には、指示・指導を含みます。

②「医師による治療期間」は初診から終診(医師の判断によるもの)までの期間をいいます。

### 本人・配偶者・子ども共通【過去3か月以内の健康状態】

申込日(告知日)より起算して過去3か月以内に、医師による診

察または健康診断・人間ドックを受け、その結果、検査(再検査・精密検査を含みます)・入院・手術をすすめられていません。

(注)検査をすすめられ検査の結果、異常が認められなかった場合は該当しません。

### 【過去2年以内の健康状態】

申込日(告知日)より起算して過去2年以内に、医師による診察・検査・治療を受けた期間または薬の処方期間が、14日以上要した病気にかかったことはありません。

(注)①同一の病気で転院・転科している場合は通算します。

②「医師による診察・検査・治療を受けた期間」は初診から終診(医師の判断によるもの)までの期間をいいます。

③診察・検査の結果、異常が認められなかった場合は該当しません。

④「治療」には、指示・指導を含みます。

## 告知の対象とならない事項

- 医師による治療として処方されたものではなく健康増進のための市販のビタミン剤の服用
- 歯科医師による虫歯の治療
- 手術により完治した急性虫垂炎

- 完治後のかぜ
- 色覚異常
- 現在治療をうけていない花粉症・水虫
- 妊娠中および分娩後で定期健診のみ受診

# 家族年金コースの取扱い

(こども特約付年金払特約付団体定期保険)

(\*)保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。

## 税法上の取扱い

保険料は、控除限度額以内で一般生命保険料控除の対象となります。  
 本人の死亡保険金は法定相続人数×500万円まで非課税です。  
 ※ただし受取人が法定相続人に該当する場合です。  
 本人が受取る配偶者・こどもの死亡保険金は、一時所得として課税されます。  
 ※所得税に加え復興特別所得税が課税されます。  
 ※また配偶者の保険金受取人を本人以外に指定した場合、贈与税が課税されることがありますのでご注意ください。  
 高度障害保険金は非課税です。  
 ●税務の取扱いについては税制改正により、今後変更となることがあります。

## 保険金のお支払いについて

死亡保険金は保険期間中に死亡した場合に、高度障害保険金は加入日(\*)以後に(業務上業務外を問わず)発生した傷害または疾病によって、保険期間中に、所定の高度障害状態になった場合にお支払いします。  
 ※引受会社の職員または引受会社で委託した確認担当者が、保険金のご請求の際、ご請求内容等について確認する場合があります。  
 ●高度障害状態とは身体障害の程度が加入日(\*)以後の傷害または疾病によりつぎの1項目に該当する場合をいいます。

- |          |   |
|----------|---|
| 高度障害状態とは | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの</li> <li>2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの</li> <li>3. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの</li> <li>4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの</li> <li>5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの</li> <li>6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの</li> <li>7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの</li> </ol> |
|----------|---|

※「常に介護を要するもの」とは食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。

(\*)保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。

高度障害状態に関する補足説明

1. 眼の障害(視力障害)

- (1) 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
- (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。

2. 言語またはそしゃくの障害

- (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
  - ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち3種以上の発音が不能となり、その回復の見込のない場合
  - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込のない場合
  - ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
- (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。

3. 上・下肢の障害

「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節(上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節)の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。

お支払いできない場合について(解除・免責等)

次のような場合には、保険金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできないことがあります。)

- 告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が告知義務違反により解除となったとき
- 保険料のお払込みがなく、ご契約が失効したとき
- 契約者もしくは被保険者による詐欺の行為を原因として、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が取消しとなったとき(告知義務違反の態様が特に重大な場合には、詐欺としてご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分を取消しとさせていただきます。また、1年経過後にも取消しとなる場合があります。)
- 契約者もしくは被保険者に保険金の不法取得目的があつて、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が無効となったとき
- 契約者、被保険者または受取人が保険金を詐取する目的で事故招致をしたときや暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由に該当し、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が解除となった場合

1. 死亡保険金について

- ① 被保険者が加入日(\*)から1年以内に自殺したとき(ただし、精神の障害によって心神喪失の状態となり、自己の生命を絶つ認識が全くなかったときなどは、死亡保険金をお支払いする場合があります。)
- ② 契約者または死亡保険金受取人の故意によるとき
- ③ 戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)

2. 高度障害保険金について

- ① 被保険者の故意によるとき
- ② 契約者または高度障害保険金受取人の故意によるとき
- ③ 戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)

保 険 金 の  
お 支 払 い に つ い て  
( 続 き )

保 険 金 の  
お 支 払 い に つ い て  
( 続 き )

年金の取扱いについて

1. 年金の支払期間

- 年金支払期間は、支払請求時に5年以上25年(確定年金)から選択していただきます。(定額型)

2. 年金支払開始後の配当金

- 増加年金の買増に充当します。

3. 年金受取人

- 保険金等の受取人です。なお、年金支払開始後は、年金受取人の変更はできません。
- 支払期間中に年金受取人が死亡したときは、残存支払期間の未払年金現価をその相続人にお支払いします。

4. 年金のお支払い

- 年金受取人へのお支払いは、年4回(2月、5月、8月、11月)の各月(15日)となります。
- 年金支払開始後、年金受取人から残存支払期間分の一括払の申し出があった場合は、未払年金現価をお支払いします。

5. 年金払の対象となる保険金

- 団体定期保険の主契約保険金の全部または一部。ただし、年金年額が4回払いのとき36万円未満の場合はお取り扱いできません。

保険金等のお支払いに関する約款規定については引受保険会社のホームページ

(<https://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/product/demand/contract/index.html>)をご覧ください。

なお、上記ホームページアドレスは、パンフレット作成時点のものを記載しており、今後変更の可能性があります。

※この制度は、生命保険会社と締結したこども特約付年金払特約付団体定期保険契約に基づき運営します。

※相互会社においては、ご契約者が「社員」(構成員)として会社の運営に参加する仕組みとなっておりますが、この契約におけるご契約者は団体であり、ご加入者は被保険者であるため、社員とはなりません。したがって、総代の選出に関する社員の権利等、社員が有する権利はありません。

引受保険会社 明治安田生命保険相互会社(事務幹事会社)

日本生命・第一生命・住友生命・富国生命・太陽生命

この保険契約は共同取扱契約であり、明治安田生命保険相互会社は他の各引受保険会社の委任を受けて事務を行います。

引受保険会社は、それぞれの引受金額により保険契約上の責任を負います。

なお、引受保険会社等に変更されることがあります。

MY-A-26-団-003195



# 医療保障コースの取扱い

(家族特約付医療保障保険(団体型))

(\*)保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。

## 税法上の取扱い

保険料は、控除限度額以内で介護医療保険料控除の対象となります。  
入院給付金は非課税です。  
●税務の取扱いについては税制改正により、今後変更となることがあります。

### <入院について>

- 入院とは、次のすべての条件を満たすことを必要とします。
  - (1)加入日(\*)以後に発生した不慮の事故による傷害または発病した疾病を直接の原因とし、保険期間中に開始した入院であること。
 

(注)被保険者がこの保険契約の更新後に、加入日(\*)前に発生した不慮の事故による傷害または発病した疾病を直接の原因として入院した場合でも、加入日(\*)から起算して2年を経過した後に入院を開始したときは、その入院は加入日(\*)以後の原因によるものとみなします。
  - (2)傷害または疾病の治療を目的とする入院であること。医師(柔道整復師法に定める柔道整復師を含む)による治療(柔道整復師による施術を含む)が必要であり、かつ、自宅などで治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念する入院であることとします。
 

(注)治療処置を伴わない人間ドック検査、美容上の処置、疾病を直接の原因としない不妊手術等による入院は、「治療を目的とする入院」に該当しません。
  - (3)「病院または診療所」とは、次のいずれかに該当したものとします。
    - ①医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所(四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。)
    - ②①の場合と同等の日本国外にある医療施設
- 入院の有無は、入院基本料の支払いの有無などを参考にして判断します。
- 被保険者が入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上し、かつ、それぞれの入院の直接の原因となった不慮の事故による傷害または疾病が同一かまたは医学上重要な関係があると当社が認めたときは、1回の入院とみなします。ただし、入院給付金が支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日から起算して180日経過後に開始した入院については、新たな入院とみなします。
- 入院給付金の支払事由に該当する入院を開始した時または入院中に次のいずれかの事由に該当した場合には、その入院開始の直接の原因となった不慮の事故による傷害または疾病により、継続して入院したものとみなします。
  - (1)その入院開始の直接の原因となった不慮の事故と異なる不慮の事故による傷害を生じていたときもしくは生じたとき、または疾病を併発していたときもしくは併発したとき
  - (2)その入院開始の直接の原因となった疾病と異なる疾病を併発していたときもしくは併発したとき、または不慮の事故による傷害を生じていたときもしくは生じたとき
- 被保険者が転入院または再入院をした場合、転入院または再入院を証する書類があり、かつ、当社がこれを認めたときは、継続した1回の入院とみなします。
- 入院給付金の支払事由に該当する入院中に保険期間が満了し、ご契約またはご契約のその被保険者に対応する部分が更新されない場合には、保険期間満了後のその入院については、保険期間中の入院とみなします。この場合の入院給付金日額は、保険契約の満了した日のそれと同額とします。
- 分娩のための入院は、当社が異常分娩と認めた場合に限り、給付金支払の対象となります。
- 薬物依存(モルヒネ、コカイン中毒等)、人間ドック、美容整形等、治療を目的としない入院は給付金支払の対象となりません。

給 付 金 の  
お 支 払 い

制度内容のご案内

制度の取扱い

契約概要・注意喚起情報

(\*）保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。

給 付 金 の  
お 支 払 い  
( 続 き )

<入院給付金>

- 入院給付金の支払限度日数は、1回の入院につき120日分、通算700日分です。
- 入院給付金の支払事由に該当する入院は、同一の不慮の事故による傷害または疾病による保険期間中の入院日数が継続して5日以上となった入院であることを要します。

入院給付金の支払いについては、加入日前に発病している病気および発生した傷害による入院は支払い対象となりませんのでご注意願います。

給付内容

所定の入院をした場合に、入院給付金を支払い、また死亡した場合は死亡保険金を支払います。

給付種類	給付内容	給付事由
入院給付金	入院給付金日額×(入院日数－入院開始日からその日を含めての4日) 1回の入院につき120日分を限度とし通算700日分支払われます。	加入日(*)以後に発生した不慮の事故による傷害または発病した疾病により、保険期間中に治療を目的として継続して5日以上入院したとき
死亡保険金	死亡保険金額	保険期間中に死亡したとき

※引受会社の職員または引受会社で委託した確認担当者が、保険金・給付金等のご請求の際、ご請求内容等について確認する場合があります。

お支払いできない場合について（解除・免責等）

次のような場合には、給付金・保険金のお支払いはできません。（すでにお払い済みいただいた保険料についてもお返しできないことがあります。）

- 告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が告知義務違反により解除となったとき
- 保険料のお払込みがなく、ご契約が失効したとき
- 契約者もしくは被保険者による詐欺の行為を原因として、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が取消しとなったとき（告知義務違反の態様が特に重大な場合には、詐欺としてご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分を取消しとさせていただきます。また、1年経過後にも取消しとなる場合があります。）
- 契約者もしくは被保険者に給付金・保険金の不法取得目的があって、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が無効となったとき
- 契約者、被保険者または受取人が給付金・保険金を詐取る目的で事故招致をしたときや暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由に該当し、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が解除となった場合

1. 入院給付金について

- ①契約者、その被保険者またはその給付金受取人の故意または重大な過失
- ②その被保険者の犯罪行為
- ③その被保険者の精神障害の状態を原因とする事故
- ④その被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
- ⑤その被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に発生した事故
- ⑥その被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に発生した事故
- ⑦その被保険者の薬物依存
- ⑧地震、噴火、津波または戦争その他の変乱（ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。）

2. 死亡保険金について

- ①その被保険者についての加入日(\*)から起算してその被保険者の1年以内の自殺によるとき（ただし、精神の障害によって心神喪失の状態となり、自己の生命を絶つ認識が全くなかったときなどは、死亡保険金をお支払いする場合があります。）
- ②契約者または死亡保険金受取人の故意によるとき
- ③戦争その他の変乱（ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。）

保 険 金 ・ 給 付 金 の  
お 支 払 い に つ い て

## 医療保障保険 契約内容登録制度

「医療保障保険契約内容登録制度」について あなたのご契約内容が登録されます。

当社は、一般社団法人生命保険協会および一般社団法人生命保険協会加盟の他の各生命保険会社（以下「各生命保険会社等」といいます。）とともに、医療保障保険（団体型・個人型）契約のお引受けの判断の参考とすることを目的として、「医療保障保険契約内容登録制度」に基づき、当社の医療保障保険（団体型・個人型）契約に関する下記の登録事項を共同して利用しております。

医療保障保険（団体型・個人型）契約のお申込みがあった場合、当社は、一般社団法人生命保険協会に、医療保障保険（団体型・個人型）契約に関する下記の登録事項の全部または一部を登録します。ただし、医療保障保険（団体型・個人型）契約をお引受けできなかったときは、その登録事項は消去されます。

一般社団法人生命保険協会に登録された情報は、同じ被保険者について医療保障保険（団体型・個人型）契約のお申込みがあった場合、一般社団法人生命保険協会から各生命保険会社等に提供され、各生命保険会社等において、医療保障保険（団体型・個人型）契約のお引受けの判断の参考とさせていただくために利用されることがあります。

なお、登録の期間およびお引受けの判断の参考とさせていただく期間は、契約日から医療保障保険（団体型・個人型）契約の消滅時までとします。

各生命保険会社等はこの制度により知り得た内容を、医療保障保険（団体型・個人型）契約のお引受けの判断の参考とする以外に用いることはありません。

また、各生命保険会社等は、この制度により知り得た内容を他に公開いたしません。

当社の医療保障保険（団体型・個人型）契約に関する登録事項については、当社[明治安田生命保険相互会社]が管理責任を負います。契約者または被保険者は、当社の定める手続に従い、登録事項の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、個人情報の保護に関する法律に遵守した対応がされずに登録事項が取扱われている場合、当社の定める手続に従い、利用停止あるいは第三者への提供の停止を求めることができます。上記各手続の詳細については、当社コミュニケーションセンター（電話 0120-662-332）にお問い合わせください。

### 【登録事項】

- (1)被保険者の氏名、生年月日および性別
  - (2)保険契約の種類（医療保障保険（団体型・個人型））
  - (3)治療給付率
  - (4)入院給付金日額
  - (5)保険契約の種類が医療保障保険（団体型）の場合、ご契約者名
  - (6)保険契約の種類が医療保障保険（個人型）の場合、ご契約者の住所（市・区・郡までとします。）
  - (7)契約日
- その他、正確な情報の把握のため、契約および申込の状態に関して相互に照会することがあります。
- ※「医療保障保険契約内容登録制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、一般社団法人生命保険協会ホームページ（<https://www.seiho.or.jp/>）の「加盟会社」をご参照ください。

保険金等のお支払いに関する約款規定については引受保険会社のホームページ  
<https://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/product/demand/contract/index.html>）をご覧ください。

なお、左記ホームページアドレスは、パンフレット作成時点のものを記載しており、今後変更の可能性がります。

※この制度は、生命保険会社と締結した家族特約付医療保障保険（団体型）契約に基づき運営します。

※相互会社においては、ご契約者が「社員」（構成員）として会社の運営に参加する仕組みとなっていますが、この契約におけるご契約者は

団体であり、ご加入者は被保険者であるため、社員とはなりません。したがって、総代の選出に関する社員の権利等、社員が有する権利はありません。

## 引受保険会社 明治安田生命保険相互会社(事務幹事会社) 日本生命・第一生命・住友生命・富国生命・太陽生命

この保険契約は共同取扱契約であり、明治安田生命保険相互会社は他の各引受保険会社の委任を受けて事務を行います。

引受保険会社は、それぞれの引受金額により保険契約上の責任を負います。なお、引受保険会社等は変更されることがあります。

# 医療費支援コースの取扱い

(医療保険)

配当金・解約返れい金	この制度には、配当金および解約返れい金はありません。
税法上の取扱い	<p>保険料は、控除限度額以内で介護医療保険料控除の対象となります。ただし、傷害入院支援保険金・傷害入院初期費用保険金・傷害手術保険金に対する部分の保険料は除きます。</p> <p>入院支援保険金・入院初期費用保険金・入院保険金・手術保険金は非課税です。</p> <p>◎税務の取扱いについては税制改正により、変更となる場合があります。</p>
継続加入に関する取扱い	<p>いったん健康時に加入しますと、更新時健康状態に関する加入資格に該当しない場合でも前年度と同じ保険金額以下で継続加入できます。</p> <p>なお、更新の際に、保険金額等の変更の申し出がない場合は、従前どおりのご加入内容で継続となります。ただし、保険料は毎年の加入状況等により算出し変更となる場合があります。</p>
保険金のお支払いについて	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入院支援保険金、入院初期費用保険金、入院保険金、手術保険金のお支払いは、保険期間中に発生した事故による傷害または発病した疾病を原因とし、かつ保険期間中に保険金のお支払事由に該当したときに限ります。また、保険期間満了後の入院・手術はお支払いの対象となりません。</li> <li>・保険期間開始時より前に発病した疾病または発生した事故による傷害の治療を目的とした入院・手術等はお支払いの対象となりません（注）。ただし、初年度契約の保険期間開始時からその日を含めて1年以上経過してからの疾病による入院・手術につきましては保険金をお支払いいたします。</li> <li>（注）したがって、保険期間開始時より前に発病した疾病または発生した事故による傷害について、正しく告知して契約した場合であっても、保険金支払の対象外となる場合があります。</li> <li>・お支払いする保険金の額は、保険金支払事由の原因が被保険者に発生した時からその日を含めて1年を経過した後に保険金支払事由が被保険者に新たに生じた場合を除き、次のいずれか低い額とします。             <ul style="list-style-type: none"> <li>①保険金支払事由の原因が被保険者に発生した時の保険金の支払条件により算出された保険金の額</li> <li>②保険金支払事由が被保険者に新たに生じた時の保険金の支払条件により算出された保険金の額</li> </ul> </li> <li>・被保険者が転入院または再入院をした場合、転入院または再入院を証する書類があるときは継続した1回の入院とみなします。</li> <li>・被保険者が入院支援保険金、入院初期費用保険金、入院保険金の支払事由に該当する入院を2回以上し、かつ、それぞれの入院の直接の原因となった傷害もしくは疾病が同一かまたは医学上重要な関係があるときは、1回の入院とみなします。ただし、最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日経過後に開始した入院については、新たな入院とみなします。</li> <li>・被保険者が、所定の手術を受けた場合に、手術保険金をお支払いします。支払対象となる手術は、医師の医療行為（手術）によって身体を切開したり、切除を行った際の身体への侵襲度合いや手術自体の難易度等を考慮し決定しておりますので、一部支払対象とならない手術があります。</li> <li>【支払対象とならない手術例：骨折時に埋め込んだ金具を抜く手術（抜釘術）、単なる皮膚の縫合術、皮膚切開術、口蓋扁桃手術、抜歯手術（前歯・臼歯・埋伏歯）等】</li> <li>・同一の特約について、同時に2種類以上の手術を受けた場合には、もっとも倍率の高いいずれか1種類の手術に対して手術保険金をお支払いします。</li> <li>・保険金受取人は被保険者本人になります。</li> <li>・詳細は約款の規定によります。</li> </ul> <p>お支払対象となる疾病・傷害、女性疾病、手術および倍率等の詳細については、引受損害保険会社のホームページ（<a href="https://www.meijiyasuda-sonpo.co.jp/">https://www.meijiyasuda-sonpo.co.jp/</a>）をご覧ください。</p>

M1型におけるお支払いとなる女性疾病等の定義

●女性疾病入院保険金および女性疾病手術保険金における女性疾病の範囲は次のとおりです。

悪性新生物	1. 乳房の悪性新生物	2. 女性生殖器の悪性新生物
乳房および女性生殖器の疾患	3. 乳房の障害 5. 女性生殖器の非炎症性障害	4. 女性骨盤臓器の炎症性疾患 6. 女性生殖器の先天奇形
妊娠、分娩および産褥の合併症	7. 流産に終わった妊娠 8. 妊娠、分娩および産褥における浮腫、蛋白尿および高血圧性障害 9. 主として妊娠に関連するその他の母体障害 10. 胎児および羊膜腔に関連する母体ケアならびに予想される分娩の諸問題 11. 分娩の合併症 12. 分娩(自然頭位分娩、自然分娩、単胎自然分娩は除く) 13. 主として産褥に関連する合併症 14. その他の産科的病態、他に分類されないもの	
乳房または女性生殖器の良性新生物、性状不詳または不明の新生物	15. 乳房の良性新生物 16. 子宮平滑筋腫 17. 子宮のその他の良性新生物 18. 卵巣の良性新生物 19. その他および部位不明の女性生殖器の良性新生物 20. 女性生殖器の性状不詳または不明の新生物 21. 乳房の性状不詳または不明の新生物	

●女性疾病手術保険金における特定障害の治療を直接の目的とする形成術等は次のとおりです。

はんにん 癩痕の原因となった 傷害または疾病	1. 癩痕に対する植皮術	2. 癩痕形成術(非観血手術を除く)
足指の後天性変形	3. 足指の後天性変形に対する形成術(非観血手術を除く)	
乳房切除の原因となった 傷害または疾病	4. 乳房切除術(生検を除く)	

保険金のご請求

保険金のお支払い事由が発生したときは、保険金のお支払い事由の発生の日からその日を含めて30日以内に団体窓口または明治安田損害保険㈱へお知らせください。正当な理由がなく通知が遅れた場合は、保険金を全額お支払いできないことがあります。

<代理請求制度について>

ご加入者(被保険者)に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、ご加入者の代理人がないときは、次の方のいずれかが、ご加入者の代理人として保険金を請求することができます。

- ①ご加入者と同居または生計を共にする配偶者(法律上の配偶者に限ります。)
  - ②上記①の方がいない場合または上記①の方に保険金を請求できない事情がある場合、ご加入者と同居または生計を共にする3親等内の親族
  - ③上記①および②の方がいない場合または上記①および②の方に保険金を請求できない事情がある場合、上記①以外の配偶者(法律上の配偶者に限ります。)
- または上記②以外の3親等内の親族

※代理人となりうる上記の方に、ご契約内容および代理請求制度についてお伝えください。

## 保険金をお支払い できない場合

入院支援保険金・入院初期費用保険金・入院保険金・手術保険金をお支払いできない場合

- ①被保険者の故意または重大な過失
  - ②被保険者の犯罪行為
  - ③被保険者の精神障害の状態を原因とする事故
  - ④被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
  - ⑤被保険者が法令に定める運転資格をもたないで運転をしている間に生じた事故
  - ⑥被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
  - ⑦被保険者の薬物依存(傷害入院支援保険金、傷害入院初期費用保険金、傷害手術保険金を除きます。)
  - ⑧地震、噴火または津波
  - ⑨戦争その他の変乱
- など

ただし、⑧⑨については、その程度によりお支払いする場合があります。

なお、告知義務違反によりご契約が解除された場合は、保険金のお支払いができません。また、解除された場合は、既にお払い込みいただいた保険料をお返しできません。

<重大事由による解除について>

保険金を取得する目的で保険金支払事由を故意に起こした場合や、保険金の請求について詐欺を行なった場合、または暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合など、保険会社との間の信頼関係を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由が生じた場合は、ご契約のその被保険者(保険の対象となる方)に対する部分が解除されたり、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

※この制度は損害保険会社と締結した医療保険契約に基づき運営します。

保険契約の約款については引受損害保険会社のホームページ

(<https://www.meijiyasuda-sonpo.co.jp/>)をご覧ください。

引受損害保険会社 明治安田損害保険株式会社

取扱代理店 湯島サービス株式会社 TEL ☎ 0120-716-267

明治安田生命保険相互会社 TEL 03-3283-3360

MYG-A-25-医-1108

# 共通の取扱い

(家族年金コース・医療保障コース・医療費支援コース)

<p>保 険 期 間</p>	<p>6か月(令和8年10月1日～令和9年3月31日)です。以降、毎年、4月1日から翌年3月31日の1年間となり、毎年特に申し出のない限り自動更新いたします。ただし、次に該当した場合は自動的に脱退となります。</p> <p>①加入期間中に加入年齢を超えた場合は、超えた日以降最初に到来する3月末日で終了します。(加入者本人が加入年齢を超えた場合は、配偶者、子どもについても超えた日以降最初に到来する3月末日で終了します。)</p> <p>②退職等加入者資格を喪失した場合に、退職後の責任開始期において加入期間が1年未満の方は既払保険料の最終保障月までとします。</p> <p>③残高不足の理由により振替ができなかった場合にのみ次月に再振替をします。振替日及び再振替によっても前期保険料(4月～9月分)が口座振替できず徴収できなかった場合は、当年度の加入日の前月(3月)末日で終了し、後期保険料(10月～3月)が口座振替できず徴収できなかった場合は、9月末日で終了します。(振替日が金融機関の休日に当たる場合は翌営業日)</p> <p>④本人が死亡・所定の高度障害状態および特定疾病保険金の支払対象に該当した場合は、配偶者・子どもは既払保険料の保障月まで保障され、脱退となります。</p> <p>⑤加入者から加入内容変更期間(毎年秋)内に脱退の申し出があった場合は、申出日以降最初に到来する3月末日で終了します。</p> <p><b>年度途中での任意脱退は原則できません。</b></p>
<p>継 続 加 入 の 取 扱 い</p>	<p>(家族年金コース・医療保障コース・医療費支援コース)</p> <p>一旦健康時に加入しますと、更新時健康状態に関する加入資格に該当しない場合でも前年度と同じ保険金額、入院給付金・保険金日額(同コース)以下で継続加入できます。(医療費支援コースについてはP25の「継続加入に関する取扱い」もご覧ください。)</p> <p>なお、更新の際(後期募集期間中)に、申込書兼告知書の提出による保険金額、入院給付金・保険金日額、受取人等の変更の申し出がない場合は、従前どおりのご加入内容で継続となります。ただし、保険料は毎年の加入状況・年齢により算出し変更します。</p>
<p>加 入 申 込 方 法 (新規加入の方)</p>	<p>加入申込に際しては、加入資格(告知内容)および、支払い条件等を確認のうえ所定の「加入申込書兼告知書」に必要事項を記入・押印し、学校等の私学共済事務担当者へ提出してください。</p> <p>(注)①家族年金コースのみの加入はできます。医療費支援コース・医療保障コースのみの加入はできません。家族年金コースとセットでご加入ください。</p> <p>②被保険者ごとに必ず申込印を押印してください。なお、記入事項の訂正をする場合は二重線で訂正のうえ、訂正箇所申込印を1・3～5枚目に押印してください。ただし、口座記入欄の訂正は金融機関届出印を訂正印として1・2・3・5枚目に押印してください。</p> <p>③5部複写です。1・3～5枚目に押印し、加入者控を除いた、4枚を提出してください。</p> <p>④口座振替依頼書は事前に金融機関へ届け出る必要はありません。</p>
<p>保 険 料 の 徴 収</p>	<p>加入申込時に加入者が指定した金融機関の口座から6か月分を年2回(振替日は3月22日と9月22日)自動振替により徴収します。(振替日が金融機関の休日に当たる場合は翌営業日)複数のコースに加入されている(する)方は合算して徴収します。初回の振替日は、令和8年9月24日(木)です。</p>

受 取 人	<p>家族年金コース・医療保障コースの死亡保険金:加入者本人・配偶者(医療保障コースを除く)死亡保険金の受取人は被保険者が指定します。希望によりこれを随時変更することができます。なお、保険事故発生時以降の変更はできません。こどもが加入する家族年金コースの死亡保険金受取人は保険料負担者(本人)です。</p> <p>医療保障コースの死亡保険金:配偶者・こどもの受取人は保険料負担者(本人)です。</p> <p>家族年金コースの高度障害保険金:被保険者です。</p> <p>医療保障コースの入院給付金:保険料負担者(本人)です。</p> <p>医療費支援コースの保険金:被保険者です。ただし被保険者の死亡後に保険金を請求する場合は法定相続人となります。</p>
個人番号(マイナンバー)の取扱い	<p>家族年金コースの死亡保険金の請求(受け取り)で、一時金で100万円を超える場合又は遺族年金(金額にかかわらず)で受け取る場合は、引受保険会社(事務幹事会社)は、社会保障・税番号制度における個人番号(マイナンバー)が記載された「支払調書」を税務署に提出することが義務付けられています。このため、死亡保険金の請求者はマイナンバーの申告が必要となります。</p> <p>なお、共済定期保険事業加入時に、マイナンバーの申告は必要ありません。</p>
既加入者宛ての書類送付	<p>ご自宅に以下の書類を事業団から送付します。</p> <p>※各加入者の保険証券はありませんので、加入内容は①で確認してください。</p> <p>※③は前年度の加入者に送付</p> <p>①「保険料口座振替のご案内とご加入のご通知」(3月・9月) ②「保険料控除証明書」(10月)</p> <p>③「配当金のお知らせ」(6月)</p>
保 険 約 款	<p>(家族年金コース・医療保障コース)</p> <p>引受生命保険会社「明治安田生命保険相互会社」のホームページ(<a href="https://www.meijiyasuda.co.jp/">https://www.meijiyasuda.co.jp/</a>)をご覧ください。</p> <p>「法人のお客さま」⇒「団体保険の保険金・給付金のご請求について」⇒「保険金等のお支払いに関する約款規定(一部抜粋)」⇒「(新・)団体定期保険普通保険約款」・「医療保障保険(団体型)普通保険約款」</p> <p>(医療費支援コース)</p> <p>引受損害保険会社「明治安田損害保険株式会社」のホームページ(<a href="https://www.meijiyasuda-sonpo.co.jp/">https://www.meijiyasuda-sonpo.co.jp/</a>)をご覧ください。</p> <p>「団体向け商品約款」⇒「医療保険」</p> <p>※令和8年2月1日時点のものであり、リンク先が変更となる可能性があります。</p>

## 告知の大切さに関するご案内

告知の大切さについて、ご確認ください。

- 保険制度は多数の人々が保険料を出しあって相互に補償しあう制度です。したがって、初めから健康状態の悪い人が他の人と同じ条件でご契約されずと保険料負担の公平性が保たれません。このため、ご加入（増額）時には重要な事項を正しく申し出ていただく義務（告知義務）があります。
- ご加入（増額）の申込みにあたっては、現在の就業状態や健康状態、過去の傷病歴等「加入申込書兼告知書」に記載された告知内容について、必ずご確認ください。現在の就業状態や健康状態、過去の傷病歴等「加入申込書兼告知書」に記載された告知内容に該当しない場合は、お申込みいただくことはできません。
- 現在の就業状態や健康状態、過去の傷病歴等に関する告知内容が事実と相違する場合には、保険期間開始時※からその日を含めて1年以内であれば、ご契約（増額部分）が解除されることがあります。また、保険期間開始時※から1年を経過していても、保険期間開始時※からその日を含めて1年以内に、保険金の支払事由が生じていた場合は、ご契約（増額部分）が解除されることがあります（解除された場合は、既にお払い込みいただいた保険料をお返しできないことがあります）。  
※継続契約の場合は、初年度契約の保険期間開始時をいいます。ただし、継続前契約に比べて保険金額を増額した場合は、増額した継続契約の保険期間開始時をいい、増額部分について同様に取り扱いします。
- ご契約（増額部分）が解除された場合には、保険金の支払事由が生じていても、保険金をお支払いすることはできません。ただし、「保険金の支払事由の発生」と「解除の原因となった事実」に因果関係がなければ、保険金をお支払いします。
- ご加入後、または保険金のご請求の際、告知内容についてご確認ください場合があります。
- 現在ご加入の他のご契約を解約、減額等をするを前提に、ご加入（増額）のお申込みをされる場合は、あらたに告知していただきます。
- 新たなご加入（増額）の責任開始期前の発病などは保険金をお受け取りいただけない場合があります。
- 告知内容についてご不明な点がある場合や、告知すべき内容を後日思い出された場合には、取扱代理店または団体保険ご照会窓口（0120-661-320、受付時間：平日（土曜・日曜・祝日・年末・年始は除く）9：00～17：00）までご連絡ください。

明治安田損害保険株式会社

## 保険会社からのお願い・ご注意

### (家族年金コース・医療保障コース)

〈保険金・給付金のご請求について〉

- 保険金・給付金の支払事由が生じたときは、すみやかに日本私立学校振興・共済事業団（以下「保険契約者」といいます。）にご連絡のうえ、保険契約者を経由して引受会社にご請求ください。
- 保険金・給付金を請求する権利は、お支払事由が発生してから3年間ご請求が無いと、消滅しますのでご注意ください。
- ご請求があった場合で、引受会社が必要と認めたときには医療機関等へ事実の確認に伺う場合があります。

〈改姓、ご家族の異動、受取人の変更等について〉

- ご加入の本人・配偶者・ごどもに被保険者としての資格がなくなった場合にはすみやかに保険契約者を経由して引受会社にご通知ください。

- 被保険者の改姓や、死亡保険金受取人の変更等の場合には、すみやかに保険契約者を経由して引受会社にご通知ください。
- 被保険者の遺言により死亡保険金受取人を変更することはできません。
- 死亡保険金受取人の変更は、保険契約者を経由して引受会社へご通知ください（変更内容はその通知が引受会社に到達したとき、保険契約者が通知を発信した日に遡って効力を生じます）。ただし、その通知が引受会社に到達する前に変更前の受取人に保険金をお支払いした場合には、お支払後に変更後の受取人からご請求をうけても保険金をお支払いいたしません。  
※ご請求時には所定の支払請求書、死亡（入院）証明書（保険会社所定）等の提出が必要となります。

## (医療費支援コース)

## 【保険会社破綻時等の取扱いについて】

引受損害保険会社の経営が破綻した場合等において、この保険は契約者保護の仕組みである「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は原則として90%まで補償されます。

## 家族年金コース・医療保障コース

## 個人情報に関する取扱いについて

## &lt;契約者と生命保険会社からのお知らせ&gt;

当該保険の運営にあたっては、契約者は加入対象者(被保険者)の個人情報<氏名、性別、生年月日、健康状態等>(以下、「個人情報」といいます。)を取り扱い、契約者が保険契約を締結する生命保険会社(共同取扱会社を含みます。以下同じ。)へ提供いたします。契約者は、当該保険の運営において入手する個人情報を、本保険の事務手続きのため使用いたします。生命保険会社は受領した個人情報を各種保険契約の引受け・継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い、子会社・関連会社・提携会社等を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理、当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実、その他保険に関連・付随する業務のため使用(注)し、また、必要に応じて、契約者、他の生命保険会社および再保険会社に上記目的の範囲内で提供します。なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引続き契約者および生命保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取り扱われます。

記載の引受保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社に提供されます。

(注)保健医療等の機微(センシティブ)情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

なお、事務幹事会社の個人情報の取扱いにつきましては、ホームページ(<https://www.meijiyasuda.co.jp/>)をご参照ください。—死亡保険金受取人および指定代理請求者の指定に際しご留意ください—指定された死亡保険金受取人、および指定代理請求者の個人情報については、上記の加入対象者(被保険者)の個人情報と同様に取扱われますので、お申込みにあたっては、死亡保険金受取人、および指定代理請求者にその旨をご説明いただき、個人情報の取扱いについての同意を取得してください。

## 医療費支援コース

## 個人情報に関する取扱いについて

## &lt;契約者と引受損害保険会社からのお知らせ&gt;

この保険の運営にあたっては、契約者は加入対象者(被保険者)の個人情報<氏名、性別、生年月日、健康状態等>(以下、「個人情報」といいます。)を取り扱い、契約者が保険契約を締結する引受損害保険会社(共同取扱会社を含みます。以下同じ。)へ提出いたします。契約者は、この保険の運営において入手する個人情報を、本保険の事務手続きのため使用いたします。引受損害保険会社は受領した個人情報を各種保険契約の引受け・継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い、関連する会社(※)を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理、その他保険に関連・付随する業務のため利用(注)し、また、必要に応じて、契約者、明治安田生命保険相互会社、取扱代理店、他の損害保険会社および再保険会社に上記目的の範囲内で提供します。要配慮個人情報等のセンシティブ情報については、個人情報保護法その他の法令、ガイドラインに規定する場合を除くほか、取得、利用または第三者提供を行いません。なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引続き契約者およ

び引受損害保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取り扱われます。

記載の引受損害保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受損害保険会社に提供されます。

(※)関連する会社とは、明治安田生命保険相互会社および明治安田生命保険相互会社の子会社・関連会社をいいます。

明治安田生命保険相互会社のホームページ(<https://www.meijiyasuda.co.jp/>)の「子会社・関連会社等一覧」をご覧ください。

(注)保健医療等の機微(センシティブ)情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

なお、明治安田損害保険株式会社の個人情報の取扱いにつきましては、ホームページ(<https://www.meijiyasuda-sonpo.co.jp/>)をご参照ください。



# 契約概要・注意喚起情報【生命保険】

家族年金コース（こども特約付年金払特約付団体定期保険）

医療保障コース（家族特約付医療保障保険(団体型)）

## 意向確認【ご加入前のご確認】

ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を【契約概要】、ご加入に際して特にご注意いただきたい事項を【注意喚起情報】に記載していますので、ご加入前に必ずお読みください。また、各事項の詳細につきましては本パンフレットの該当箇所を必ずご参照ください。ご加入にあたっては、【契約概要】【注意喚起情報】および本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込み(新規加入・増額)ください。

## 契約概要【ご契約内容】

### ① 商品の仕組み

企業・団体の従業員・所属員等の方のために、企業・団体を保険契約者として運営する保険商品です。

### ② 加入資格・保険期間・保障内容・保険料・保険金等のお支払い(支払事由)

本パンフレットの該当ページをご覧ください。

制度名	加入資格	保険期間	保障内容 保険料	支払事由
家族年金コース	P17	P28	P9~P12	P19
医療保障コース			P13~P14	P22

### ③ 配当金

家族年金コース、医療保障コースは1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しします。

### ④ 脱退による返戻金

家族年金コース、医療保障コースは、脱退(解約)による返戻金はありません。

家族年金コース、医療保障コースは、脱退した場合、既に払い込まれた保険料に対応する期間まで保障が継続します。

### ⑤ 引受保険会社(事務幹事会社)

明治安田生命保険相互会社

本社：東京都千代田区丸の内2-1-1

※ただし、家族年金コース、医療保障コースは本パンフレット記載の複数の保険会社でご契約をお引受けし、明治安田生命保険相互会社は他の引受保険会社の委任を受けて事務を行ないます。引受保険会社は、それぞれの引受金額により保険契約上の責任を負います。なお、引受保険会社等は、変更されることがあります。

## 注意喚起情報【特に重要なお知らせ】

(\*)保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。

### ① お申込みの撤回(クーリング・オフ制度)

この保険は、団体を契約者とする保険契約であり、クーリング・オフの適用はありません。なお、責任開始期(加入日\*)前のお申込みの取り消し等については本パンフレット記載の団体窓口にお問い合わせください。

### ② 告知に関する重要事項

■現在および過去の健康状態などについて、ありのままにお知らせいただくことを告知といいます。申込書兼告知書で当社がおたずねすることについて、事実のありのままを、正確にもれなくご確認いただき、お申込みください。

■企業・団体の社員・職員、保険会社の職員等に口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりませんので、申込書兼告知書における告知内容をご確認のうえ、お申込みください。

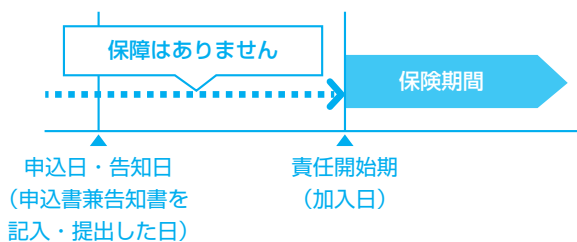
■正しく告知をいただけない場合は、「告知義務違反」としてご契約が解除され保険金をお支払いできないこともあります。

### ③ 責任開始期(加入日\*)

■ご提出された申込書兼告知書に基づき、引受保険会社にご加入を承諾した場合、本パンフレット記載の保険期間の始期からご契約上の責任を負います。この保障が初めて開始する日を責任開始期(加入日\*)といいます。次の図のとおり、責任開始期(加入日\*)は申込

日・告知日(申込書兼告知書を記入・提出した日)とは異なります。

### 新規加入の例

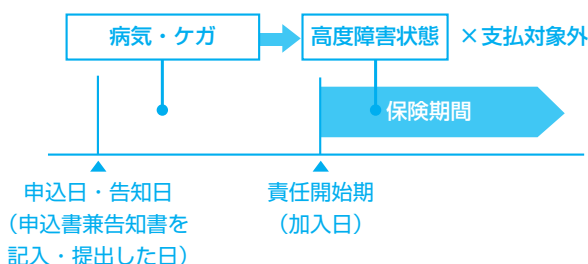


- ご契約者である企業・団体の社員・職員、または保険会社の職員等には保険へのご加入を承諾し、責任を開始させるような代理権がありません。

## 4 保険金等をお支払いできない主な場合

- 責任開始期(加入日\*)前に発生した病気やケガを原因とする場合は、告知いただいている内容に関わらず、原則として保険金等をお支払いできません。

### 高度障害保険金の例



- 責任開始期(加入日\*)から起算して所定の期間以内に被保険者が自殺した場合、保険金等をお支払いできません。

- 上記を含め保険金等をお支払いできない場合については、本パンフレットの該当ページをご覧ください。

家族年金コース **P20**、  
医療保障コース **P23**

## 5 生命保険契約者保護機構

引受保険会社は、生命保険契約者保護機構(以下「保護機構」といいます。)に加入しています。保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。詳細については、保護機構までお問い合わせください。(ホームページ <https://www.seihohogo.jp/>)

## 6 ご照会・ご相談窓口

### 加入手続き等に関するご照会先

本パンフレット記載の団体窓口  
明治安田生命保険相互会社  
特定公法人業務推進部  
特定公法人業務推進第二グループ  
ご照会窓口 03-3283-3360  
受付時間 平日(土曜・日曜・祝日・年末年始は除く)9:00~17:00

### 告知【お申込み時の告知】等に関するご照会先

明治安田生命保険相互会社  
団体保険ご照会窓口 0120-661-320  
受付時間 平日(土曜・日曜・祝日・年末年始は除く)9:00~17:00

- この制度に係る指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。(一社)生命保険協会「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。

(ホームページ <https://www.seiho.or.jp/>)

- なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

## 7 保険金などのお支払いに関する手続き等の留意事項

- 保険金・給付金などのご請求は、団体(ご契約者)経由で行なっていただきますので、保険金・給付金などのお支払事由が生じた場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、速やかに本パンフレット記載の団体窓口にご連絡ください。

- 保険金・給付金などのお支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、複数の保険金・給付金などのお支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。

# 契約概要・注意喚起情報【損害保険】

医療費支援コース(医療保険)

## 意向確認【ご加入前のご確認】

ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を【契約概要】、ご加入に際して特にご注意いただきたい事項を【注意喚起情報】に記載していますので、ご加入前に必ずお読みください。また、各事項の詳細につきましては本パンフレットの該当箇所を必ずご参照ください。ご加入にあたっては、【契約概要】・【注意喚起情報】および本パンフレットの内容とあわせて、補償内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

## 契約概要【ご契約内容】

### ① 商品の仕組み

企業・団体の従業員・所属員等の方を被保険者とし、企業・団体を保険契約者として運営する保険商品です。

### ② 加入資格・保険期間・補償内容・保険料・保険金のお支払い(支払事由)

本パンフレットの該当ページをご覧ください。

制度名	加入資格	保険期間	補償内容 保険料	支払事由
医療費支援コース	P17	P28	P15、 P16	P25~P26

※保険料は、毎回の更改時にご加入者数等に基づき、ご契約ごとに算出し変更することがあります。

※主な免責事由については、本パンフレットの【注意喚起情報】④ 保険金をお支払いできない主な場合をご覧ください。

### ③ 満期返れい金・配当金

この保険には、満期返れい金・配当金はありません。

### ④ 脱退による返れい金

この保険には、脱退による返れい金はありません。

### ⑤ 引受損害保険会社

明治安田損害保険株式会社

本社：東京都千代田区神田司町2-11-1

電話番号：03-3257-3177(営業推進部)

## 注意喚起情報【特に重要なお知らせ】

### ① お申込みの撤回(クーリング・オフ制度)

この保険は、ご加入のお申込みの撤回(クーリング・オフ)の適用がありません。

### ② 告知義務・通知義務等

#### (1) お申込時にご注意いただきたいこと(申込書兼告知書記載上の注意事項)

##### 健康状態について

お申込時においては事実を正確に告知する義務(告知義務)があります。その告知した内容が事実と違う場合には、ご契約のその被保険者(保険の対象となる方)に対する部分を解除し、保険金をお支払いできないことがあります(解除された場合は、既にお払い込みいただいた保険料をお返しできないことがあります)。特に、健康状態については十分ご注意ください。

#### (2) お申込後にご注意いただきたいこと

##### 被保険者による保険契約の解除請求について

医療費支援コースでは、被保険者となることに同意した事情に著しい変更等があった場合は、被保険者から保険契約の解除請求をすることができますので、企業・団体窓口にご連絡ください。

### ③ 責任開始期

保険責任は、保険期間(保険のご契約期間)の初日の午前0時に始まります。

### ④ 保険金をお支払いできない主な場合

■責任開始期前に発生した病気やケガを原因とする場合は、告知いただいている内容に関わらず、原則として保険金をお支払いできません。

■上記を含め保険金をお支払いできない場合については、本パンフレットの該当ページをご覧ください。

医療費支援コース 

## 5 保険会社破綻時等の取扱い

引受損害保険会社の経営が破綻した場合等において、この保険は契約者保護の仕組みである「損害保険契約者保護機構」の補償対象となります。

## 6 事故が起こった場合等のご連絡先

保険金支払事由が生じた場合には、遅滞なく企業・団体窓口または引受損害保険会社にご連絡ください。

## 7 ご照会・ご相談窓口

### 制度内容等に関する照会・相談窓口

制度内容等に関するご照会・ご相談は、「パンフレット」記載の企業・団体窓口へお問い合わせください。

### 引受損害保険会社の苦情・相談窓口

損害保険に関する苦情・相談等は、下記にご連絡ください。  
明治安田損害保険株式会社 お客様相談室  
0120-255-400  
[フリーダイヤル(無料)]  
【受付時間】午前9時～午後5時  
(土、日、祝日および年末年始を除きます。)

一般社団法人 日本損害保険協会  
そんぽADRセンター  
<保険会社の対応に不満がある場合等は下記に連絡(指定紛争解決機関)>

引受損害保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受損害保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申立てを行なうことができます。

一般社団法人日本損害保険協会  
そんぽADRセンター  
電話番号 03-4332-5241(全国共通)  
【受付時間】午前9時15分～午後5時  
(土、日、祝日および年末年始を除きます。)  
詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。  
(<https://www.sonpo.or.jp/>)



## 申込書記入にあたっての注意事項

提出する前に印欄の押印<手順 8・手順 11>と申込日(告知日)<手順 7>を再度ご確認ください。

- ◎5枚複写になっていますので、ボールペンで強く記入してください。(消せるボールペンは使用しないでください)
- ◎加入者本人について、医療保障コース・医療費支援コースの加入は、家族年金コースに加入することが条件となります。
- ◎配偶者・子どもについては、加入者本人が加入しているコースのみのお取扱いとなり、本人の口数・金額を超えてのお申込みはできません。
- ◎押印欄は「申込印」欄と「金融機関お届け印」欄の2種類あります。  
申込印押印にあたっては、**手順 8**・**押印に関する注意事項**を確認してください。
- ◎記入内容を訂正する場合は、訂正箇所に必ず被保険者の申込印を押印してください。(1,3,4,5枚目)
- ◎口座記入欄、現住所記入欄を必ず記入してください。なお、金融機関名、支店名、口座番号、届出印は、預金通帳等で金融機関お届けのものと同であることを確認のうえ、ご記入ください。また、口座記入欄を訂正する場合は訂正箇所に金融機関お届け印を訂正印として押印してください。(1,2,3,5枚目)
  - (注) 加入者本人名義の口座に限ります。
  - (注) ゆうちょ銀行・インターネット銀行(楽天・ソニー等)・イオン銀行・SBI新生銀行・農協・信用組合・外国銀行は指定できません。
  - (注) 印鑑レス口座の方は金融機関お届け印の下のレ点にチェックしてください。  
金融機関によっては、印鑑レス口座であっても、口座振替依頼書でのご登録の場合、印鑑が必要な場合があります。詳しくは、各金融機関にご確認ください。
- ◎各コースによって告知内容が異なりますので、お申込みコースの告知内容を必ずご確認くださいのうえお申込みください。
- ◎申込日(告知日)を必ず記入してください。
- ◎加入者控(5枚目)のみ切り離し、上4枚を提出してください。

